

平成30年度実施施策に係る
政策評価の事前分析表

国家公安委員会・警察庁

第1 本事前分析表の趣旨

「国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画」（平成30年8月国家公安委員会・警察庁決定）においては、実績評価方式による評価について、国家公安委員会及び警察庁の所掌する政策の体系として、警察行政における主要な目標（基本目標）及び当該基本目標を実現するための個別の政策が目指す具体的目標（業績目標）を設定した上で、業績目標ごとに設定した業績指標を1年以上の一定期間測定することにより、業績目標の実現状況を評価するものとし、毎年度、事前分析表を作成し、公表することとしている。

第2 凡例

本事前分析表における用語等の意義は、次のとおりである。

1 (1) 刑法犯

特に断りのない限り、道路上の交通事故に係る危険運転致死傷（改正前の刑法第208条の2の危険運転致死傷をいう。以下同じ。）、業務上（重）過失致死傷及び自動車運転過失致死傷（改正前の刑法第211条第2項の自動車運転過失致死傷をいう。以下同じ。）を除いた「刑法」に規定する罪並びに「爆発物取締罰則」、「決闘罪ニ関スル件」、「暴力行為等処罰ニ関スル法律」、「盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律」、「航空機の強取等の処罰に関する法律」、「火炎びんの使用等の処罰に関する法律」、「航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律」、「人質による強要行為等の処罰に関する法律」、「流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法」、「サリン等による人身被害の防止に関する法律」、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」、「公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律」及び「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律」に規定する罪をいう。

(2) 特別法犯

上記(1)の「刑法犯」以外の罪をいう。ただし、特に断りのない限り、道路上の交通事故に係る危険運転致死傷、業務上（重）過失致死傷、自動車運転過失致死傷及び「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」に規定する罪並びに「道路交通法」、「道路運送法」、「道路運送車両法」、「道路法」、「自動車損害賠償保障法」、「高速自動車国道法」、「駐車場法」、「自動車の保管場所の確保等に関する法律」、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」、「タクシー業務適正化特別措置法」、「貨物利用運送事業法」、「貨物自動車運送事業法」、「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」及び「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律」に規定する罪を除く。

(3) 包括罪種

刑法犯を「凶悪犯」、「粗暴犯」、「窃盗犯」、「知能犯^{かん}」、「風俗犯」、「その他の刑法犯」の6種に分類したものをいう。

ア 凶悪犯・・・殺人、強盗、放火、強制性交等（強姦（改正前の刑法第177条の強姦、同法第178条第2項の準強姦同法第178条の2の集団強姦及び集団準強姦、同法第181条第2項の強姦致死傷並びに同法第181条第3項の集団強姦致死傷をいう。以下同じ。）並びに改正後の刑法第177条の強制性交等、同法第178条第2項の準強制性交等、同法第179条第2項の監護者性交等及び同法第181条第2項の強制性交等致死傷をいう。）

イ 粗暴犯・・・暴行、傷害、脅迫、恐喝、凶器準備集合

ウ 窃盗犯・・・窃盗

エ 知能犯・・・詐欺、横領（占有離脱物横領を除く。）、偽造、汚職、背任、「公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律」に規定する罪

オ 風俗犯・・・賭博、わいせつ

カ その他の刑法犯・・・公務執行妨害、住居侵入、逮捕監禁、器物損壊等上記に掲げるもの以外の刑法犯

2 (1) 非行少年

犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年をいう。

ア 犯罪少年・・・犯罪行為をした14歳以上20歳未満の者（少年法第3条第1項第1号）

・ 刑法犯少年・・・犯罪少年のうち刑法犯で警察に検挙された者

イ 触法少年・・・刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の者（少年法第3条第1項第2号）

ウ ぐ犯少年・・・刑罰法令に該当しないぐ犯事由があつて、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある20歳未満の者（少年法第3条第1項第3号）

(2) 不良行為少年

非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、家出等を行つて警察に補導された20歳未満の者をいう。

3 交通事故

道路交通法第2条第1項第1号に規定する道路において、車両等及び列車の交通によつて起こされた事故で、人の死亡又は負傷を伴うもの（人身事故）をいう。

4 (1) 認知件数

警察において発生を認知した事件の数をいう。

(2) 検挙件数

刑法犯において警察で検挙した事件の数をいい、特に断りのない限り、解決事件の件数を含む。

(3) 検挙人員

刑法犯において警察で検挙した事件の被疑者の数をいい、解決事件に係る者を含まない。

(4) 検挙率

認知件数に対する検挙件数の割合を次のとおり計算して百分比で表したものをいう。

$$\frac{\text{検挙件数（当該年の前年以前の認知事件の検挙を含む。）}}{\text{当該年の認知件数}} \times 100$$

なお、検挙件数には、当該年の前年以前の認知事件の検挙が含まれることから、検挙率が100%を超える場合がある。

(5) 送致件数

警察において送致・送付した事件の件数をいう。

(6) 送致人員

警察において事件を送致・送付した被疑者の数をいう。

※ 未遂罪及び予備罪は、それぞれの既遂の罪に含めている。

※ 統計、図表その他の計数資料における平成28年度以前の「強制性交等」の各種数値は、強姦事件の数を、29年度中の「強制性交等」の各種数値は、強姦並びに改正後の刑法第177条の強制性交等、同法第178条第2項の準強制性交等、同法第179条第2項の監護者性交等及び同法第181条第2項の強制性交等致死傷事件の数を、それぞれ計上している。

※ 四捨五入の関係で、合計の数値と内訳の数値の計等が一致しない場合がある。

第3 政策の体系

基本目標 1 市民生活の安全と平穩の確保

- 業績目標 1 総合的な犯罪抑止対策の推進
- 業績目標 2 地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化
- 業績目標 3 悪質商法等の防止及び環境破壊等の防止

基本目標 2 犯罪捜査の的確な推進

- 業績目標 1 重要犯罪・重要窃盗犯の検挙向上
- 業績目標 2 政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化
- 業績目標 3 振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の捜査活動及び予防活動の強化
- 業績目標 4 捜査への科学技術の活用
- 業績目標 5 被疑者取調べの適正化

基本目標 3 組織犯罪対策の強化

- 業績目標 1 暴力団等犯罪組織の存立基盤の弱体化
- 業績目標 2 国際組織犯罪対策の強化

基本目標 4 安全かつ快適な交通の確保

- 業績目標 1 歩行者・自転車利用者の安全確保
- 業績目標 2 運転者対策の推進
- 業績目標 3 道路交通環境の整備

基本目標 5 国の公安の維持

- 業績目標 1 重大テロ事案等を含む警備犯罪への的確な対処
- 業績目標 2 災害への的確な対処
- 業績目標 3 対日有害活動、国際テロ等の未然防止及びこれら事案への的確な対処

基本目標 6 犯罪被害者等の支援の充実

- 業績目標 1 犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実

基本目標 7 安心できるIT社会の実現

- 業績目標 1 サイバーセキュリティの確保とサイバー犯罪・サイバー攻撃の抑止

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

基本目標1 業績目標1

(警察庁29-①)

基本目標	市民生活の安全と平穩の確保	政策所管課	生活安全企画課、少年課、保安課	政策評価実施予定時期	31年7月頃
業績目標	総合的な犯罪抑止対策の推進	政策体系上の位置付け	市民生活の安全と平穩の確保		
業績目標の説明	地域の犯罪情勢に即した犯罪抑止対策、少年の非行防止や良好な生活環境の保持を目的とした施策等、総合的な犯罪抑止対策を推進することにより、国民が安全にかつ安心して暮らせる社会を実現する。				

業績指標	達成目標	基準年	達成年	年度ごとの実績値・施策の推進状況(実績)								目標設定の考え方及び根拠
				項目	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	25～29年度(平均)	30年度	
① 重要犯罪(注1)の認知件数	地域住民等の安全を脅かしている重要犯罪の認知件数について、過去5年間の平均値を大きく下回る。	25～29年度	30年度	重要犯罪(件)	14,604	13,856	12,323	11,298	10,869	12,590		地域住民等の安全を脅かしている重要犯罪の認知件数の減少は、地域の犯罪情勢に即した犯罪抑止対策や子供と女性を性犯罪等の被害から守るための取組が的確に推進されたことを示し、総合的な犯罪抑止対策の推進状況の度合いを測る一つの指標となるため。
				殺人	952	1,028	943	876	922	944		
				強盗	3,267	2,916	2,387	2,169	1,873	2,522		
				放火	1,093	1,100	1,053	937	923	1,021		
				強制性交等	1,389	1,253	1,138	967	1,140	1,177		
				略取誘拐 人身売買	188	211	191	222	261	215		
				強制わいせつ	7,715	7,348	6,611	6,127	5,750	6,710		
② 住宅対象侵入犯罪(注2)の認知件数	地域住民等の安全を脅かしている住宅対象侵入犯罪の認知件数について、過去5年間の平均値を大きく下回る。	25～29年度	30年度	住宅対象侵入犯罪(件)	75,819	65,140	61,772	54,271	50,551	61,511		地域住民等の安全を脅かしている住宅対象侵入犯罪の認知件数の減少は、地域の犯罪情勢に即した犯罪抑止対策が的確に推進されたことを示し、総合的な犯罪抑止対策の推進状況の度合いを測る一つの指標となるため。
				住宅強盗	243	221	187	164	149	193		
				空き巣	39,213	33,339	30,495	26,540	24,831	30,884		
				忍込み	13,499	11,293	11,870	9,480	9,387	11,106		
				居空き	3,228	2,644	2,388	2,177	1,879	2,463		
				住居侵入	19,636	17,643	16,832	15,910	14,305	16,865		

注1 殺人、強盗、放火、強姦、略取誘拐・人身売買及び強制わいせつ
注2 住宅強盗、空き巣、忍込み、居空き及び住居侵入
注3 29年度及び25～29年度の平均は暫定値である。

参考指標	項目	年度(年)ごとの実績値							参考指標の考え方
		25年度(年)	26年度(年)	27年度(年)	28年度(年)	29年度(年)	25～29年度(年)(平均)	30年度(年)	
① 刑法犯の認知件数	刑法犯認知件数(件)	1,300,308	1,190,844	1,078,450	975,390	891,019	1,087,202		刑法犯認知件数は、犯罪の発生状況を示すもので、市民の安全と平穩の確保の度合いを測る一つの指標となる。
② 防犯ボランティア団体の活動状況(防犯ボランティア団体数及び構成員数)(注4)	団体数(団体)	47,084	47,532	48,060	48,160	47,444	47,656		防犯ボランティアの活動は、地域の連帯感の醸成を促すなど犯罪抑止に繋がる活動であり、団体数・構成員数はその活動状況を示すものとして、総合的な犯罪抑止対策の推進状況の度合いを測る一つの指標となる。
	構成員数(人)	2,747,268	2,776,438	2,758,659	2,725,437	2,626,016	2,726,764		
③ 少年非行防止のための取組の推進状況(刑法犯少年の検挙人員、不良行為少年の補導人員及び少年相談受理件数)	刑法犯少年の検挙人員(人)	54,385	46,483	37,014	30,228	25,716	38,765		刑法犯少年の検挙人員、非行の前段階である不良行為少年の補導人員及び非行問題に関する少年相談受理件数は、少年の非行防止の度合いを測る一つの指標となる。
	不良行為少年の補導人員(人)(注4)	809,652	731,174	641,798	536,420	476,284	639,066		
	少年相談受理件数(非行問題)(件)(注4)	12,251	11,536	10,641	10,482	10,528	11,088		

④ 児童が被害者となる犯罪(児童ポルノ事犯、児童買春事犯及び児童虐待事件)の検挙件数及び警察から児童相談所に通告した児童数	児童ポルノ事犯の検挙件数(件)	1,682	1,854	2,080	2,153	2,527	2,059	児童ポルノ事犯、児童買春事犯及び児童虐待事件の検挙件数並びに警察から児童相談所に通告した児童数の推移は、少年の保護対策の度合いを測る一つの指標となる。
	児童買春事犯の検挙件数(件)	695	676	774	857	914	783	
	児童虐待事件の検挙件数(件)(注4)	514	740	822	1,081	1,138	859	
	警察から児童相談所に通告した児童数(人)(注4)	21,603	28,923	37,020	54,227	65,431	41,441	
⑤ SNS(注5)及び出会い系サイト(注6)の利用に起因する犯罪に遭った児童の数	SNSの利用に起因して犯罪被害に遭った児童数(人)	1,293	1,421	1,652	1,736	1,813	1,583	SNS及び出会い系サイトの利用に起因して犯罪被害に遭った児童の数は、SNS及び出会い系サイトに関する児童被害の防止に向けた対策の推進の度合いを測る一つの指標となる。
	出会い系サイトの利用に起因して犯罪被害に遭った児童数(人)	159	152	93	42	29	95	
⑥ 風俗関係事犯の検挙件数及び検挙人員並びに風俗営業等に対する行政処分件数	検挙件数(件)	6,713	6,244	5,904	5,127	4,703	5,738	風俗関係事犯の検挙件数及び検挙人員並びに風俗営業等に対する行政処分件数は、良好な生活環境の保持を目的とした施策の推進状況を示し、総合的な犯罪抑止対策の推進状況の度合いを測る一つの指標となる。
	検挙人員(人)	6,514	5,942	5,715	5,044	4,523	5,548	
	行政処分件数(件)(注4)	8,731	7,306	7,147	6,992	6,713	7,378	
⑦ 「社会意識に関する世論調査」の結果		-						「社会意識に関する世論調査」には、社会の現状に対する認識等を問う設問があり、当該設問の結果は、国民の治安に対する認識を図る一つの指標となる。

注4 各年の実績値を記入している。

注5 Social Networking Serviceの略。ウェブサイト内で多数人とコミュニケーションがとれるウェブサイトのうち、出会い系サイトを除いたものの総称。

注6 面識のない異性との交際(以下「異性交際」という。)を希望する者(以下「異性交際希望者」という。)の求めに応じ、その異性交際に関する情報をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いてこれを伝達し、かつ、当該情報の伝達を受けた異性交際希望者が電子メールその他の電気通信を利用して当該情報に係る異性交際希望者と相互に連絡することができるようにする役務を提供するウェブサイト等。

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		30年度 概算要求額	関連する 業績指標	達成手段の概要等	30年度行政事業レビュー	
	28年度	29年度				事業番号	事業名
(1) 持続可能な安全安心まちづくりの推進(平成26年度)				①・参②	防犯ボランティア活動を通して感じている問題点や障害となっている課題を抽出し、ニーズに応じた対策を推進することで、構成員の高齢化・固定化の解消や、地域コミュニティ主体による活動の活性化を図り、社会の各層が参加する持続可能な活動とするための取組を推進する。また、街灯や防犯カメラ等の整備を行おうとする地域に対し、地域住民の合意形成、費用負担、運営管理等に係るノウハウを提供し、街灯や防犯カメラ等防犯環境の整備を促進する。	1 30-1	防犯ボランティア支援事業の推進 子供と女性に対する犯罪等を防止するための対策に関する調査研究
(2) 子供女性安全対策班が行う先制・予防的警察活動等の子供と女性を性犯罪等の被害から守るための取組の推進(21年度)				①	21年4月に全都道府県警察に設置した子供女性安全対策班を活用し、子供や女性を対象とする性犯罪等の前兆と見られる声掛け、つきまとい等の行為者を特定し、検挙又は指導・警告措置を講ずる「先制・予防的活動」を推進し、被害の未然防止対策の強化を図る。		
(3) 地域住民等に対する防犯情報の提供の推進				①	地域住民等に対して、警察の有する犯罪発生場所、発生状況等の情報や防犯対策情報等を携帯電話の電子メール、ウェブサイトを用いるなどして提供する。		

(4) 防犯優良マンション等防犯性に優れた住宅の普及の促進(11年度)	①	防犯関係団体と協力して、防犯に配慮した構造や設備を有するマンションを防犯優良マンションとして登録又は認定する制度等の構築を推進するなど、防犯性に優れた住宅の普及を促進し、住宅侵入犯罪を抑止する。		
(5) 防犯性能の高い建物部品の開発・普及の促進(16年度)	①	警察庁、経済産業省、国土交通省及び建物部品関連の民間団体で構成する「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」において、一定の防犯性能があると評価した建物部品(OP部品)の開発・普及を促進し、住宅の防犯性能を高め、住宅侵入犯罪を抑止する。	3	生活安全警察執務資料作成等
(6) 非行少年を生まない社会づくりの推進	①・参③	少年補導職員等で構成される少年サポートセンターを中心に、関係機関・団体、ボランティア等と連携しながら、農業体験活動をはじめとする各種体験活動や非行防止教室の実施等により、非行少年を生まない社会づくりを推進する。	2 3	児童の性的搾取等対策・少年非行防止対策・児童虐待対策の推進 生活安全警察執務資料作成等
(7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律的確な運用をはじめとする繁華街・歓楽街の安全安心の確保に向けた総合対策の推進	①・参⑥	繁華街・歓楽街を中心とした視察や風俗営業所等への立入り等により風俗実態を把握し、積極的な行政処分と暴力団、来日外国人犯罪組織等の関与も視野に入れた厳正な取締りにより違法営業を排除する。また、地元商工会、地域住民、自治体等による協議会を設置するなどし、官民の連携による各種防犯活動や環境浄化活動を推進するほか、まちづくり計画等に基づいた各種整備事業等を推進する。		
(8) 人身取引事犯の取締りの強化	①・参⑥	幅広く情報収集を行うとともに突き上げ捜査を行い、各種法令を多角的に運用して、雇用主やブローカーの検挙に努めるなど人身取引事犯の取締りを行う。	3	生活安全警察執務資料作成等
(9) 猟銃等の所持者に対する指導の徹底と不適格者の確実な排除	①	猟銃等の取扱いに関する基本的な事項に加え、具体的な事故原因・防止方策等の指導を徹底するとともに、面接調査・周辺調査等の各種調査や照会により不適格者の排除を確実にを行い、猟銃等による事件・事故の発生を抑止する。		
(10) 少年の保護対策の推進	①・参④・参⑤	児童ポルノ事犯、児童買春事犯、SNS等の利用に起因する事犯及び児童虐待事件等の児童を被害者とする犯罪等に対し、積極的な取締り、被害少年の支援、児童や保護者に対する広報・啓発活動、関係機関と連携した取組等の対策を講ずることで、少年の保護対策を推進する。	2 3	児童の性的搾取等対策・少年非行防止対策・児童虐待対策の推進 生活安全警察執務資料作成等
基本目標に関係する予算額等	基本目標に関係する予算額等は、28年度執行額48,510千円(124,164,629千円)、29年度当初予算額152,303千円(119,706,518千円)、30年度当初予算額103,893千円(112,965,414千円)である(生活安全警察費、()内は複数の政策にわたる経費)。			
業績目標に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「「世界一安全な日本」創造戦略」(25年12月10日閣議決定) <ul style="list-style-type: none"> Ⅲ 戦略の内容 <ul style="list-style-type: none"> 3 犯罪の繰り返しを食い止める再犯防止対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> (1) 対象者の特性に応じた指導及び支援の強化 4 社会を脅かす組織犯罪への対処 <ul style="list-style-type: none"> (4) 銃器対策の推進 (5) 国際組織犯罪対策 (6) 組織的に敢行される各種事犯への対策 5 活力ある社会を支える安全・安心の確保 <ul style="list-style-type: none"> (1) 子供・女性・高齢者の安全を守るための施策の推進 (4) 公共空間における街頭犯罪や住宅等における侵入犯罪等への対策の推進 ○ 「人身取引対策行動計画2014」(26年12月16日犯罪対策関係会議) <ul style="list-style-type: none"> 4 人身取引の撲滅 <ul style="list-style-type: none"> (1) 取締りの徹底 (2) 国境を越えた犯罪の取締り ○ 「子供・若者育成支援推進大綱」(28年2月子ども・若者育成支援推進本部決定) <ul style="list-style-type: none"> 第3 基本的な施策 <ul style="list-style-type: none"> 1 全ての子供・若者の健やかな育成 2 困難を有する子供・若者やその家族の支援 3 子供・若者の成長のための社会環境の整備 4 子供・若者の成長を支える担い手の養成 第4 施策の推進体制等 ○ 子供の性被害防止プラン(児童の性的搾取等に係る対策の基本計画)(29年4月18日犯罪対策関係会議決定) <ul style="list-style-type: none"> Ⅲ 基本計画の具体的施策 <ul style="list-style-type: none"> 1 児童の性的搾取等の撲滅に向けた国民意識の向上及び国民運動の展開並びに国際社会との連携の強化 2 児童が性的搾取等の被害に遭うことなく健やかに成長するための児童及び家庭の支援 3 児童の性的搾取等に使用されるツール等に着目した被害の予防・拡大防止対策の推進 4 被害児童の迅速な保護及び適切な支援の推進 5 被害情勢に即した取締りの強化と加害者の更生 6 児童が性的搾取等の被害に遭わない社会の実現のための基盤の強化 			

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

基本目標1 業績目標2

(警察庁29-②)

基本目標	市民生活の安全と平穩の確保			政策所管課	地域課	政策評価実施予定時期	31年7月頃					
業績目標	地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化			政策体系上の位置付け	市民生活の安全と平穩の確保							
業績目標の説明	地域警察官の現場執行力の強化、交番機能の強化等により地域警察官による街頭活動の一層の推進を図るとともに、通信指令機能の強化を中心とした初動警察活動の強化を図る。											
業績指標	達成目標		年度ごとの実績値・施策の推進状況(実績)									目標設定の考え方及び根拠
	基準年	達成年	項目	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	25~29年度(平均)	30年度		
① 刑法犯及び特別法犯の総検挙人員に占める地域警察官による検挙人員の割合	29年度	30年度	総検挙人員(人)	324,754	314,835	304,591	286,660	273,624	300,893		刑法犯及び特別法犯の総検挙人員に占める地域警察官による検挙人員の割合は、地域警察官による街頭活動の強化の度合いを測る一つの指標となるため。	
			うち地域警察官による検挙人員(人)	250,026	237,022	224,826	208,133	194,536	222,909			
			占める割合(%)	77.0	75.3	73.8	72.6	71.1	74.1			
注1 29年度及び25~29年度の平均は暫定値である。												
② 緊急配備(注2)中における、緊急配備の対象となった事件検挙件数の割合	29年	30年	緊急配備実施件数(件)	8,312	7,786	6,936	6,982	6,496	7,302		重要事件に対する緊急配備中における検挙件数の割合は、初動警察活動の強化の度合いを測る一つの指標となるため。	
			うち検挙件数(件)	2,394	2,248	2,058	2,155	1,970	2,165			
			占める割合(%)	28.8	28.9	29.7	30.9	30.3	29.6			
注2 殺人・強盗等に関する事件、窃盗事件、ひき逃げ事件、誘拐・人質事件、社会的又は国際的的反響の大きい特異な事件、銃砲・火薬類に関する事件、集団的暴力事件、その他(特に緊急の措置を必要とする事件等)が対象事件である。												
参考指標			年度(年)ごとの実績値								参考指標の考え方	
			項目	25年度(年)	26年度(年)	27年度(年)	28年度(年)	29年度(年)	25~29年度(年)(平均)	30年度(年)		
① 地域警察官による刑法犯及び特別法犯の検挙人員				刑法犯(人)	207,417	195,008	183,409	169,799	158,157	182,758	地域警察官による刑法犯及び特別法犯の検挙状況(人員)は、地域警察官による街頭活動の状況を示す一つの指標となる。	
				特別法犯(人)	42,609	42,014	41,417	38,334	36,379	40,151		
				計	250,026	237,022	224,826	208,133	194,536	222,909		
② 警察本部の通信指令室で直接受理した110番通報に対するレスポンス・タイム(※年単位で算出)				レスポンス・タイム	6分57秒	7分0秒	7分6秒	7分5秒	7分5秒	7分3秒	警察本部の通信指令室で直接受理した110番通報に対するレスポンス・タイムは、初動警察活動の状況を示す一つの指標となる。	
達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額) 28年度 29年度		30年度概算要求額	関連する業績指標	達成手段の概要等					30年度行政事業レビュー 事業番号 事業名		
(1) 犯罪の発生状況を踏まえたパトロールの実施				①・③①	犯罪の多発する時間帯・地域を重点に管内の治安情勢に即したパトロールを行い、犯罪の抑止及び検挙に努めるよう、都道府県警察に対し指示する。							
(2) 職務質問技能の伝承(10年度)				①・③①	全都道府県警察本部に設置されている職務質問技能指導班による指導、専科教養の実施、研修会の開催等、地域警察官の職務質問技能の伝承に関する取組を推進する。							
(3) 交番相談員の活用(6年度)				①・③①	交番相談員の活用により、交番機能の強化を図る。							
(4) 初動警察刷新強化施策の推進(21年度)				①・③②	通信指令機能の強化、通信指令を担う人材の育成強化、初動警察における事案対応能力の強化等を推進する。							
基本目標に関する予算額等	基本目標に関係する予算額等は、28年度執行額48,510千円(124,164,629千円)、29年度当初予算額152,303千円(119,706,518千円)、30年度当初予算額103,893千円(112,965,414千円)である(生活安全警察費、()内は複数の政策にわたる経費)。											
業績目標に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○ 「『世界一安全な日本』創造戦略」(25年12月10日閣議決定) Ⅲ 戦略の内容 5 活力ある社会を支える安全・安心の確保 (4) 公共空間における街頭犯罪や住宅等における侵入犯罪等への対策の推進											

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

基本目標1 業績目標3

(警察庁29-③)

基本目標	市民生活の安全と平穩の確保				政策所管課	生活経済対策管理官				政策評価実施予定時期	31年7月頃	
業績目標	悪質商法等の防止及び環境破壊等の防止				政策体系上の位置付け	市民生活の安全と平穩の確保						
業績目標の説明	悪質商法事犯等や後の世代に引き継ぐべき生活環境を破壊する環境事犯の取締りを推進することで、市民生活の安全と平穩を確保する。											
業績指標	達成目標	基準年	達成年	年ごとの実績値・施策の推進状況(実績)								目標設定の考え方及び根拠
				項目	25年	26年	27年	28年	29年	25～29年(平均)	30年	
① 悪質商法事犯等(注1)の検挙事件数及び検挙人員	悪質商法事犯等の検挙事件数及び検挙人員について、過去5年間の平均並みの水準を維持する。	29年	30年	検挙事件数(事件)	550	635	634	683	950	690	悪質商法事犯等の検挙事件数及び検挙人員について、左記の目標を達成することは、悪質商法事犯等の取締りが継続して推進されたことを示し、市民生活の安全と平穩の確保の度合いを測る一つの指標となるため。	
				検挙人員(人)	1,130	1,115	974	1,013	1,270	1,100		
注1 利殖勧誘事犯、特定商取引等事犯及びヤミ金融事犯												
② 産業廃棄物事犯の検挙事件数及び検挙人員	産業廃棄物事犯の検挙事件数及び検挙人員について、過去5年間の平均並みの水準を維持する。	29年	30年	検挙事件数(事件)	922	839	749	790	744	809	廃棄物事犯の検挙事件数及び検挙人員について、左記の目標を達成することは、産業廃棄物事犯の取締りが継続して推進されていることを示し、環境破壊等の防止の度合いを測る一つの指標となるため。	
				検挙人員(人)	1,408	1,285	1,161	1,213	1,107	1,235		
参考指標	年ごとの実績値								参考指標の考え方			
	項目	25年	26年	27年	28年	29年	25～29年(平均)	30年				
① 悪質商法事犯等の相談件数(注2)	利殖勧誘事犯の相談件数(件)	8,284	5,726	4,226	4,183	4,107	5,305	利殖勧誘事犯の相談件数、特定商取引等事犯の相談件数、ヤミ金融事犯の相談件数は悪質商法事犯等の発生状況を反映するもので、市民生活の安全と平穩の確保の度合いを測る一つの指標となる。				
	特定商取引等事犯の相談件数(件)	110,976	107,246	100,384	105,460	101,084	105,030					
	ヤミ金融事犯の相談件数(件)(注3)	1,443	1,322	869	723	489	969					
注2 全国消費生活情報ネットワーク・システム(PIO-NET)に30年1月15日までに登録された相談のうち、既に金銭を1円以上支払ってしまったものを相談件数として計上している。 注3 相談内容に「ヤミ金」、「やみ金」又は「闇金」のいずれかの文言を含むものが対象となるもので、当庁で抽出したもの												
② 産業廃棄物の不法投棄件数(注4)	項目	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	25～29年度(平均)	30年度	不法投棄件数は、産業廃棄物事犯の発生状況を示すもので、環境破壊等の防止の度合いを測る一つの指標となる。			
	不法投棄件数(件)	159	165	143	131							
注4 産業廃棄物の不法投棄件数については、環境省「産業廃棄物の不法投棄等の状況について」から引用												
③ 生活経済事犯に利用された口座の金融機関への情報提供件数(注5)	項目	25年	26年	27年	28年	29年	25～29年(平均)	30年	生活経済事犯に利用された口座の金融機関への情報提供件数は、被害の未然・拡大防止対策の推進の度合いを測る一つの指標となる。			
	件数(件)	33,680	35,886	29,207	24,191	19,408	28,474					
注5 利殖勧誘事犯、特定商取引等事犯及びヤミ金融事犯に関するものに限る。												

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		30年度 概算要求額	関連する 業績指標	達成手段の概要等	30年度行政事業レビュー	
	28年度	29年度				事業番号	事業名
(1) 悪質商法事犯等及び産業廃棄物事犯の取締りの推進	—			①・②	被害の拡大防止を意識した悪質商法事犯等の早期の事件化を図るほか、国民の健康を脅かす可能性が高い産業廃棄物事犯の取締りを推進する。	3	生活安全警察執務資料作成等
(2) 生活経済事犯に利用された口座の金融機関への情報提供の推進				参③	悪質商法等の被害拡大防止や被害回復を図るため、生活経済事犯に利用された口座の金融機関への情報提供を推進する。		
(3) 関係機関・団体との連携の推進				①・②・参③	消費者庁等の関係機関及び金融機関と連携しつつ、悪質商法等や環境犯罪等への対策を推進する。		
基本目標に関する予算額等	基本目標に関する予算額等は、28年度執行額48,510千円(124,164,629千円)、29年度当初予算額152,303千円(119,706,518千円)、30年度当初予算額103,893千円(112,965,414千円)である(生活安全警察費、()内は複数の政策にわたる経費)。						
業績目標に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	○ 「「世界一安全な日本」創造戦略」(25年12月10日閣議決定) Ⅲ 戦略の内容 4 社会を脅かす組織犯罪への対処 (6) 組織的に取行される各種事犯への対策 5 活力ある社会を支える安全・安心の確保 (2) 特殊詐欺対策の強化 (3) 生活経済事犯への対策の強化						

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

基本目標2 業績目標1

(警察庁29-④)

基本目標	犯罪捜査の的確な推進	政策所管課	捜査第一課、捜査支援分析管理官、犯罪鑑識官	政策評価実施予定時期	31年7月頃
業績目標	重要犯罪・重要窃盗犯の検挙向上	政策体系上の位置付け	犯罪捜査の的確な推進		
業績目標の説明	国民の安全・安心に資するよう、重要犯罪・重要窃盗犯の検挙に向けた取組を推進する。				

業績指標	達成目標	基準年	達成年	年度ごとの実績値・施策の推進状況(実績)(注5)								目標設定の考え方及び根拠
				項目	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	25～29年度(平均)	30年度	
① 各重要犯罪(注1)・重要窃盗犯(注2)の検挙率	殺人、強盗、強制性交等、侵入窃盗、自動車盗等の検挙率について、過去5年間の平均値を上回る。	25～29年度	30年度	重要犯罪(%)	63.9	70.0	73.2	76.7	82.0	73.2		各重要犯罪・重要窃盗犯の検挙率上昇は、これらの犯罪に係る捜査の強化の度合いを測る一つの指標となるため。
				殺人	97.7	98.6	99.8	100.2	102.7	99.8		
				強盗	67.6	73.9	81.0	80.1	83.6	77.2		
				放火	71.1	75.5	76.2	74.8	76.6	74.8		
				強制性交等	83.7	89.1	94.6	97.5	94.5	91.9		
				略取誘拐 人身売買	88.8	89.1	94.8	82.4	103.4	91.7		
				強制わいせつ	53.1	59.8	61.8	68.9	75.5	63.8		
				重要窃盗犯(%)	49.2	50.5	53.6	55.1	56.0	52.9		
				侵入窃盗	51.8	53.1	55.3	57.4	57.1	54.9		
				自動車盗	38.0	40.7	49.5	51.6	53.9	46.7		
ひったくり	57.7	54.7	58.0	39.8	73.9	56.8						
すり	28.4	26.5	28.3	31.9	27.2	28.5						

注1 殺人、強盗、放火、強制性交等、略取誘拐・人身売買及び強制わいせつ
 注2 侵入窃盗、自動車盗、ひったくり及びすり
 注3 29年度及び25～29年度の平均は暫定値である。

参考指標	年(年度)ごとの実績値(注7)								参考指標の考え方
	項目	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	25～29年度(平均)	30年度	
① 各重要犯罪・重要窃盗犯の検挙人員	重要犯罪(人)	7,317	7,371	7,273	7,129	7,148	7,248		各重要犯罪・重要窃盗犯の検挙人員は、これらの犯罪に係る捜査の強化の度合いを測る一つの指標となる。
	殺人	894	967	901	832	876	894		
	強盗	2,243	2,087	2,030	1,830	1,730	1,984		
	放火	540	602	603	567	574	577		
	強制性交等	943	921	919	860	949	918		
	略取誘拐 人身売買	157	171	148	170	221	173		
	強制わいせつ	2,540	2,623	2,672	2,870	2,798	2,701		

重要窃盗犯 (人)	11,747	10,771	10,271	9,485	9,317	10,318	
侵入窃盗	8,810	8,095	7,804	7,252	7,242	7,841	
自動車盗	1,448	1,354	1,184	1,100	1,032	1,224	
ひったくり	750	639	551	482	477	580	
すり	739	683	732	651	566	674	

注4 29年度及び25～29年度の平均は暫定値である。

② 検視官の臨場率	項目	25年	26年	27年	28年	29年	25～29年 (平均)	30年	検視官の臨場率の上昇は、犯罪死の見逃し防止につながることで、殺人事件の検挙向上の度合いを測る参考指標となる。
	検視官の臨場率(%)	62.7	72.3	76.0	78.2	78.9	73.6		

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		30年度 概算要求額	関連する 業績指標	達成手段の概要等	30年度行政事業レビュー		
	28年度	29年度				事業番号	事業名	
(1) 情報分析支援システム(CIS-CATS)の活用(20年度)				①・参①	情報分析支援システム(CIS-CATS)を活用することにより、犯罪発生場所、時間帯、被疑者の特徴等を総合的に分析して、効果的かつ効率的に捜査を遂行し、重要犯罪及び重要窃盗犯の検挙率を上昇させる。			
(2) 捜査特別報奨金制度の活用(19年度)				①・参①	捜査特別報奨金制度を活用することにより、広く国民から重要凶悪犯罪の被疑者検挙に資する情報の提供を受けて、重要犯罪の検挙率を上昇させる。	29	指名手配被疑者ポスターの作成等	
(3) DNA型鑑定の効果的活用(4年度)				①・参①	犯罪現場等に遺留されたDNA型鑑定資料及び検挙被疑者のDNA型鑑定資料の適正な採取を徹底し、DNA型鑑定を効果的に実施することにより、鑑定によって得られた客観性の高い証拠に基づく捜査を遂行し、重要犯罪・重要窃盗犯の迅速かつ的確な検挙を図る。	24 25 28	DNA型鑑定の実施 鑑識に必要な物品購入等 犯罪鑑識官による鑑定	
(4) DNA型データベースの活用(17年度)				①・参①	犯罪現場等に遺留されたDNA型鑑定資料及び検挙被疑者のDNA型鑑定資料の適正な採取を徹底して、鑑定実績を着実に積み上げることで、DNA型データベースを拡充し、さらに、同データベースを効果的に活用することにより、重要犯罪、重要窃盗犯の迅速かつ的確な検挙を図る。	24 25 28	DNA型鑑定の実施 鑑識に必要な物品購入等 犯罪鑑識官による鑑定	
(5) 自動車ナンバー自動読取システムの活用(昭和61年度)				①・参①	通過する自動車のナンバーを自動的に読み取り、手配車両のナンバーと照合する自動車ナンバー自動読取システムを活用することにより、手配車両の早期発見、自動車盗等の重要窃盗犯や自動車利用の重要犯罪が発生した際の被疑者の早期検挙を図る。	30	自動車ナンバー自動読取装置の整備	
(6) 犯罪死の見逃し事案の防止				①・参①・ 参②	都道府県警察における検視官の臨場率、「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」をはじめとする死体取扱業務関連法令の運用状況、効果的な取組等を把握し、都道府県警察に周知するとともに、関係団体等との連携の強化を推進することなどにより、犯罪死の見逃し事案の絶無を期する。	27	司法解剖等の実施	
(7) 合同捜査及び共同捜査の推進				①・参①	広域にわたる重要事件が発生した際に、指揮系統を一元化し、関係都道府県警察が一体となって捜査を行う合同捜査や、指揮系統の一元化までは行わないものの、捜査事項の分担その他捜査方針の調整を行う共同捜査を推進することにより、効果的かつ効率的な捜査を遂行し、犯人の早期・大量検挙、組織窃盗事件における首魁の検挙等による犯罪組織の壊滅を図る。			
(8) 指掌紋鑑定の活用				①・参①	被疑者指掌紋及び犯罪現場等に遺留された指掌紋を的確に採取し、指掌紋鑑定の結果により得られた客観証拠に基づく捜査を遂行することで、重要犯罪、重要窃盗犯の迅速かつ的確な検挙を図る。	26	指紋ライブスキャナー	
基本目標に係る予算額等	基本目標に係る予算額等は、28年度執行額89,632千円(124,164,629千円)、29年度当初予算額185,167千円(119,706,518千円)、30年度当初予算額190,701千円(112,965,414千円)である(刑事警察費、<)内は複数の政策にわたる経費)。							
業績目標に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	○ 「『世界一安全な日本』創造戦略」(25年12月10日閣議決定) Ⅲ 戦略の内容 7 「世界一安全な日本」創造のための治安基盤の強化 (1) 人的・物的基盤の強化 (2) 証拠収集方法の拡充							

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

基本目標	犯罪捜査の的確な推進			政策所管課	捜査第二課				政策評価実施予定時期	31年7月頃		
業績目標	政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化			政策体系上の位置付け	犯罪捜査の的確な推進							
業績目標の説明	贈収賄事件、公職選挙法違反事件等の政治・行政をめぐる構造的不正及び金融証券関連事件等の経済をめぐる構造的不正は、我が国の社会・経済に対する信頼を根底から覆すものであることから、このような不正の追及を強化する。											
業績指標	達成目標		年度ごとの実績値・施策の推進状況(実績)									目標設定の考え方及び根拠
	基準年	達成年	項目	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	25～29年度(平均)	30年度		
① 政治・行政・経済の構造的不正に係る犯罪の検挙状況(検挙事件数及び検挙事例)	25～29年度	30年度	政治・行政をめぐる構造的不正事案の検挙状況(事件)	39	53	34	36	44	41		政治・行政・経済の構造的不正に係る犯罪の検挙の推進状況は、これら不正の追及の強化の度合いを測る一つの指標となるため。	
			贈収賄(事件)	26	33	26	24	27	27			
			談合・競売入札妨害(事件)	10	19	6	9	13	11			
			あっせん利得処罰法違反(事件)	1	1	0	0	0	0			
			その他主要事件(事件)	2	0	2	3	4	2			
			経済的不正事案の検挙状況(事件)	69	52	71	65	77	67			
			金融・不良債権関連事犯(事件)	56	37	36	34	39	40			
			企業の経営等に係る違法事犯等(事件)(注1)	6	15	21	21	21	17			
その他(事件)(注2)	7	0	14	10	17	10						
注1 企業の経営等に係る違法事犯、証券取引事犯及び財政侵害事犯をいう。 注2 金融・不良債権関連事犯及び企業の経営等に係る違法事犯等以外の国民の経済活動の健全性又は信頼性に重大な影響を及ぼすおそれのある犯罪をいう。												
参考指標			年度ごとの実績値							参考指標の考え方		
			項目	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	25～29年度(平均)			30年度
① 公務員による知能犯罪の検挙人員			検挙人員(人)	168	164	285	172	170	192		公務員による知能犯罪の検挙人員は、これら不正の追及の強化の度合いを測る一つの指標となる。	

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		30年度 概算要求額	関連する 業績指標	達成手段の概要等	30年度行政事業レビュー	
	28年度	29年度				事業番号	事業名
(1) 政治・行政・経済の構造的不正に係る犯罪の捜査の現状、問題点及び捜査指揮についての研修の実施	—			①・② ・参①	贈収賄事件等の捜査を担当する都道府県警察の捜査指揮官や捜査員を対象に、捜査指揮要領、捜査の現状と課題、情報収集・内偵捜査要領等について、より実践的・効果的な研修を実施する。		
(2) 経済をめぐる構造的不正に係る犯罪の捜査における財務捜査の活用、指揮能力の向上等を目的とした研修の実施等				①・②	企業、金融等の経済をめぐる構造的不正事案を担当する都道府県警察の捜査指揮官、財務捜査官及び捜査員を対象に、財務捜査指揮要領、財務分析手法、最新の会計・監査制度、簿記知識等について、より実践的・効果的な研修を実施するとともに、財務局等関係機関との人事交流を推進する。		
(3) 実践的な会議の開催				①・②	全国の捜査第二課において政治・行政・経済の構造的不正事案の捜査を担当する特別捜査班長を対象とした会議を開催し、構造的不正事案の捜査における課題等について、部外講師による指導や、グループに分かれての個別検討等を実施する。		
基本目標に関する予算額等	基本目標に関する予算額等は、28年度執行額89,632千円<124,164,629千円>、29年度当初予算額185,167千円<119,706,518千円>、30年度当初予算額190,701千円<112,965,414千円>である(刑事警察費、<>内は複数の政策にわたる経費)。						
業績目標に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)							

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

基本目標2 業績目標3

(警察庁29-⑥)

基本目標	犯罪捜査の的確な推進	政策所管課	捜査第二課、生活安全企画課	政策評価実施予定時期	31年7月頃							
業績目標	振り込み詐欺をはじめとする特殊詐欺の捜査活動及び予防活動の強化	政策体系上の位置付け	犯罪捜査の的確な推進									
業績目標の説明	振り込み詐欺をはじめとする特殊詐欺(注1)の犯行手口は巧妙化・多様化し、依然として国民に甚大な被害が生じていることから、捜査活動及び予防活動を強化し、被疑者の早期検挙及び被害の防止を図る。 注1 特殊詐欺とは、被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪(現金等を脅し取る恐喝を含む。)の総称であり、振り込み詐欺(オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺及び還付金等詐欺)のほか、金融商品等取引名目、ギャンブル必勝法情報提供名目、異性との交際あっせん名目等の詐欺がある。											
業績指標	達成目標	年ごとの実績値・施策の推進状況(実績)										目標設定の考え方及び根拠
		基準年	達成年	項目	25年	26年	27年	28年	29年	25～29年(平均)	30年	
① 特殊詐欺の認知件数及び被害総額(注2)	特殊詐欺の認知件数及び被害総額を前年よりも減少させる。	29年	30年	認知件数(件)	11,998	13,392	13,824	14,154	18,212	14,316		特殊詐欺の認知件数及び被害総額は、特殊詐欺の捜査活動及び予防活動の状況を測る一つの指標となるため。
				振り込み詐欺	9,204	11,256	12,741	13,605	17,926	12,946		
				振り込み詐欺以外	2,794	2,136	1,083	549	286	1,370		
				被害総額(億円)	489.5	565.5	482.0	407.7	394.7	467.9		
				振り込み詐欺	258.7	379.8	393.7	375.0	378.1	357.1		
				振り込み詐欺以外	230.8	185.7	88.3	32.6	16.7	110.8		
注2 被害総額は、キャッシュカード手交型の特殊詐欺におけるATMからの引出(窃取)額を含む。												
② 特殊詐欺の検挙件数及び検挙人員	特殊詐欺の検挙件数及び検挙人員について、過去5年間の平均値を上回る。	25～29年	30年	検挙件数(件)	3,419	3,252	4,112	4,471	4,644	3,980	特殊詐欺の検挙件数及び検挙人員は、特殊詐欺の捜査活動及び予防活動の状況を測る一つの指標となるため。	
				振り込み詐欺	2,519	2,351	3,555	3,914	4,361	3,340		
				振り込み詐欺以外	900	901	557	557	283	640		
				検挙人員(人)	1,774	1,985	2,506	2,369	2,448	2,216		
				振り込み詐欺	1,213	1,486	2,080	2,165	2,333	1,855		
				振り込み詐欺以外	561	499	426	204	115	361		
参考指標				年ごとの実績値								参考指標の考え方
				項目	25年	26年	27年	28年	29年	25～29年(平均)	30年	
① 特殊詐欺の検挙率				特殊詐欺の検挙率(%)	28.5	24.3	29.7	31.6	25.5	27.9		特殊詐欺の検挙率は、特殊詐欺の捜査活動及び予防活動の状況を測る一つの指標となる。
② 特殊詐欺の助長犯罪の検挙件数及び検挙人員(注3)				検挙件数(件)	4,277	4,222	4,027	4,084	4,405	4,203	特殊詐欺の助長犯罪の検挙件数及び検挙人員は、特殊詐欺の捜査活動及び予防活動の状況を測る一つの指標となる。	
				検挙人員(人)	2,647	2,723	2,757	2,905	3,307	2,868		
注3 助長犯罪とは、他人への譲渡目的を秘して預貯金口座の開設や携帯電話の契約をしたり、預貯金口座を売買するなどの特殊詐欺を助長する犯罪であり、口座詐欺及び盗品等譲受け、携帯電話端末詐欺、犯罪収益移転防止法違反並びに携帯電話不正利用防止法違反の検挙件数及び検挙人員を計上している。												

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		30年度 概算要求額	関連する 業績指標	達成手段の概要等	30年度行政事業レビュー	
	28年度	29年度				事業番号	事業名
(1) 総合的な特殊詐欺対策の推進 (16年度)	—			①・② 参①・参②	集約した情報を都道府県警察に還元し、戦略的な取締り活動を推進するとともに、都道府県警察間の合同捜査・共同捜査を積極的に推進する。 特殊詐欺の認知件数及び被害総額は高水準で推移しており、引き続き深刻な状況にあるため、撲滅に向けた気運を更に醸成すべく官民一体となった抑止対策を推進する。	32	特殊詐欺対策の推進
(2) 関係警察相互の連携(16年度)				①・② 参①・参②	「振り込め詐欺首都圏派遣捜査専従班」を活用することにより、各道府県警察の首都圏における基礎捜査において、関係警察相互の連携を図る。 捜査活動と予防活動との連携を強化するために各道府県警察に設置された「司令塔」を対象とした全国会議を開催し、各道府県警察が行っている施策についての情報共有を図るとともに、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺対策における留意点等を指示する。		
(3) 広報啓発活動の推進(16年度)				①・② 参①・参②	防犯教室や巡回連絡等の機会、テレビ等のマスコミを通じて、犯行の手口や被害に遭わないためのポイント等について、積極的に国民に対する情報提供を行う。また、被害者となりやすい高齢者に対しては、防犯ボランティア団体等の協力により、電話や訪問による注意喚起をするなど、直接的・個別的な働き掛けを推進する。 犯人がなりすまそうとする子や孫の世代に対しても積極的に働き掛け、自らの両親や祖父母とコミュニケーションをとり、生活状況等の情報を共有したり、「合言葉」を決めておくことを勧めるなど、「家族の絆」の醸成による複線的な被害防止を推進する。 警察庁において、都道府県警察が捜査の過程で入手した名簿を集約し還元することにより、都道府県警察における名簿登載者に対する個別訪問やコールセンターからの架電、レターを送付等による注意喚起等の被害防止対策を推進する。	32	特殊詐欺対策の推進
(4) 特殊詐欺対策のための資機材 の整備(16年度)				② 参①・参②	特殊詐欺の捜査活動を効果的に推進するための各種装備資機材等、特殊詐欺対策に必要な資機材を整備する。	31	効率的捜査の更なる推進
(5) 犯罪収益移転防止法及び携帯 電話不正利用防止法の活用の 推進(11年度)				② 参①・参②	特殊詐欺の犯行の際に悪用されることの多い架空又は他人名義の預貯金口座及び携帯電話の供給・流通を遮断するため、預貯金口座の売買や他人名義の携帯電話の譲渡・譲受行為等について、犯罪収益移転防止法や携帯電話不正利用防止法を適用するなどして、積極的な検挙活動を推進する。		
基本目標に関する予算額等	基本目標に関する予算額等は、28年度執行額89,632千円<124,164,629千円>、29年度当初予算額185,167千円<119,706,518千円>、30年度当初予算額190,701千円<112,965,414千円>である(刑事警察費、<>内は複数の政策にわたる経費)。						
業績目標に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	○ 「「世界一安全な日本」創造戦略」(25年12月10日閣議決定) Ⅲ 戦略の内容 5 活力ある社会を支える安全・安心の確保 (2) 特殊詐欺対策の強化 ○ 「経済財政運営と改革の基本方針2017」(29年6月9日閣議決定) 第2章 成長と分配の好循環の拡大と中長期の発展に向けた課題 5 安全で安心な暮らしと経済社会の基盤確保 (2) 治安、消費者行政						

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

基本目標	犯罪捜査の確な推進	政策所管課	犯罪鑑識官、情報技術解析課	政策評価実施予定時期	31年7月頃
業績目標	捜査への科学技術の活用	政策体系上の位置付け	犯罪捜査の確な推進		
業績目標の説明	科学技術の急速な発達、情報化社会の著しい進展等に的確に対応し、客観証拠による立証に資するよう、鑑識・鑑定資機材の充実、鑑識・鑑定技術への先端的な科学技術の導入、情報技術解析の効果的な活用等、捜査への科学技術の活用を図る。				

業績指標	達成目標	基準年	達成年	年度ごとの実績値・施策の推進状況(実績)								目標設定の考え方及び根拠
				項目	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	25～29年度(平均)	30年度	
① DNA型データベースの活用件数の増減率	DNA型データベースの活用件数の前年度比増減率について、刑法犯認知件数の前年度比増減率を上回る。	29年度	30年度	遺留DNA型記録一致件数(注1)の前年度比増減率(%)	+12.5%	+12.8%	-1.7%	-0.5%	+8.9%	+6.4%	刑法犯認知件数の前年度比増減率と比較したDNA型データベースの活用件数の前年度比増減率は、捜査への科学技術の活用の度合いを測る一つの指標となるため。	
				被疑者DNA型記録一致件数(注2)の前年度比増減率(%)	+2.3%	-0.5%	-11.0%	-10.5%	-8.2%	-5.6%		
				参考指標② 比較対象 刑法犯認知件数の前年度比増減率(%)	-5.6%	-8.4%	-9.4%	-9.6%	-8.6%	-8.3%		

注1 遺留DNA型記録(犯人が犯罪現場等に遺留したと認められる資料のDNA型の記録)が、データベースに登録された被疑者DNA型記録(被疑者から採取した資料のDNA型記録)と一致した件数

注2 被疑者DNA型記録が、データベースに登録された遺留DNA型記録と一致した件数

参考指標	項目	年(年度)ごとの実績値							参考指標の考え方
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	25～29年度(平均)	30年度	
① DNA型鑑定実施件数	鑑定実施件数(件)	286,856	313,492	306,265	301,941	299,661	301,643		DNA型鑑定実施件数は、捜査への科学技術の活用の度合いを測る一つの指標となる。
② 刑法犯認知件数の増減率	刑法犯認知件数の前年度比増減率(%)	-5.6%	-8.4%	-9.4%	-9.5%	-8.6%	-8.3%		刑法犯認知件数の前年度比増減率は、捜査への科学技術の活用の度合いを測る一つの指標となる。
	項目	25年	26年	27年	28年	29年	25～29年(平均)	30年	
③ 不正プログラム解析件数(注3)	項目	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	25～29年度(平均)	30年度	不正プログラム解析件数は、捜査への科学技術の活用の度合いを測る一つの指標となる。
	不正プログラム解析件数(件)	1,186	991	1,151	1,382	1,412	1,224		

注3 警察庁(地方機関を含む。)が都道府県警察からの要請等により行った、不正プログラムの解析の件数

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		30年度 概算要求額	関連する 業績指標	達成手段の概要等	30年度行政事業レビュー	
	28年度	29年度				事業番号	事業名
(1) 科学技術を活用した捜査のための研究の推進				①・参①	各都道府県警察の鑑識・鑑定の担当者を招致して研究会等を開催し、犯罪現場等におけるDNA型鑑定資料等の採取技法や、科学技術を活用した鑑定手法に関する協議、検討等を行うことにより、都道府県警察の鑑識・鑑定部門の担当者に客観証拠を収集・確保し、的確に鑑定するために必要な能力を修得させる。		
(2) DNA型鑑定及びデータベースの効果的活用の推進(17年度)				①・参①	鑑識・鑑定部門及び捜査部門に対し、DNA型鑑定資料の積極的な採取、適正なDNA型鑑定の実施、鑑定結果のDNA型データベースへの登録、照会を指導することにより、客観証拠を重視した捜査を推進する。	24 28	DNA型鑑定の実施 犯罪鑑識官による鑑定
(3) DNA型鑑定基盤の整備(4年度)				①・参①	DNA型鑑定需要の増加に対応するため、DNA型データベースの充実、DNA型鑑定員の増強、DNA型鑑定試薬の確保及び鑑定資機材の整備により、DNA型鑑定体制の充実を図り、DNA型鑑定の信頼性を確保した上で、犯罪捜査への積極的活用を図る。	24 28	DNA型鑑定の実施 犯罪鑑識官による鑑定
(4) 情報技術解析に係る取組の強化				参③	情報技術解析用資機材の整備・高度化、解析に関する高度な技術を身に付けた職員の育成、国内外関係機関・民間企業との連携等を推進することにより、不正プログラムの解析をはじめとする高度な情報技術解析に係る取組を強化し、情報通信技術を悪用した犯罪に対する捜査への科学技術の活用を図る。		

基本目標に関する予算額等	基本目標に関する予算額等は、28年度執行額89,632千円<124,164,629千円>、29年度当初予算額185,167千円<119,706,518千円>、30年度当初予算額190,701千円<112,965,414千円>である(刑事警察費、<)内は複数の政策にわたる経費)。
業績目標に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	○「「世界一安全な日本」創造戦略」(25年12月10日閣議決定) Ⅲ 戦略の内容 7 「世界一安全な日本」創造のための治安基盤の強化 (2) 証拠収集方法の拡充
	○「死因究明等推進計画」(26年6月閣議決定) 第1 死因究明等推進計画策定の基本的な考え方 3 死因究明等推進計画策定の基本的構成 (2) 重点的施策 4 警察等における死因究明等の実施体制の充実 7 遺伝子構造の検査、歯牙の調査その他身元確認のための科学的な調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備
	○「サイバーセキュリティ戦略」(27年9月4日閣議決定) 5 目的達成のための施策 5.2 国民が安全で安心して暮らせる社会の実現 5.2.1 国民・社会を守るための取組 (3) サイバー犯罪への対策

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

基本目標2 業績目標5

基本目標	犯罪捜査の的確な推進	政策所管課	刑事企画課、総務課	政策評価実施予定時期	31年7月頃
業績目標	被疑者取調べの適正化	政策体系上の位置付け	犯罪捜査の的確な推進		
業績目標の説明	警察捜査に対する一層の信頼確保及び裁判員裁判への的確な対応のため、被疑者取調べの適正化を図る。				

業績指標	達成目標	年ごとの実績値・施策の推進状況(実績)										目標設定の考え方及び根拠
		基準年	達成年	項目	25年	26年	27年	28年	29年	25～29年(平均)	30年	
① 監督対象行為の事案数	被疑者取調べの適正化のための監督に関する規則に定める監督対象行為の事案数について、過去5年間の平均値を下回る。	25～29年	30年	事案数(事案)	35	31	25	32	20	29		不適正な取調べにつながるおそれがある監督対象行為の事案数は、被疑者取調べの適正化に向けた取組の推進度合いを測る一つの指標となるため。

参考指標	年(年度)ごとの実績値							参考指標の考え方
	項目	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	25～29年度(平均)	
① 都道府県警察に対する巡回業務指導における指導状況	巡回指導回数(回)	47	29	41	41	47	41	
	実施率(%) (注1)	100.0	61.7	87.2	87.2	100.0	87.2	
② 捜査に携わる者に対する被疑者取調べの適正化に関する研修等の実施状況	項目	25年	26年	27年	28年	29年	25～29年(平均)	30年
	研修実施機関数(機関) (注2)	54	54	54	54	54	54	
③ 被疑者取調べ件数	件数(件)	1,493,530	1,447,988	1,417,505	1,351,203	1,306,504	1,403,346	
	録音・録画時間(分) (注4)(注5)	187	840	1,262	1,469	1,481	1,048	

注1 実施率＝巡回指導回数÷47県×100
 注2 研修実施機関とは、警察大学校、管区警察学校(東北、関東、中部、近畿、中国・四国(合同開催)、九州)及び都道府県警察学校をいい、当該年において1回以上研修を実施した機関数を計上。
 注3 実施率＝研修実施機関数÷54機関×100
 注4 1事件当たりの録音・録画時間＝総録音・録画時間÷録音・録画実施件数
 注5 28年度下半期からは、取調べの録音・録画制度の施行に対応した新たな取調べの録音・録画の試行を開始

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		30年度 概算要求額	関連する 業績指標	達成手段の概要等	30年度行政事業レビュー	
	28年度	29年度				事業番号	事業名
(1) 都道府県警察に対する巡回業務指導の実施等				①・参①	捜査部門では、取調べの適正化に関する巡回業務指導や研修を実施するとともに、取調べ監督部門が警察組織内部におけるチェック機能としての役割を十分果たすことにより、被疑者取調べの適正化に向けた取組を行う。		
(2) 研修(取調べ専科)等の実施(20年度)			—	参②	警察大学校及び管区警察学校において、各都道府県警察の刑事指導業務を担当している者等に対し、取調べに関する知識・技術を習得させることを目的とした「取調べ専科」を実施する。また、各都道府県警察においては、警察庁から示された教科課程基準等を基に、実際に取調べに従事する警部補以下の捜査員を対象とした取調べ技能専科を実施する。		
(3) 被疑者取調べの録音・録画の試行の実施				参④	刑事訴訟法等の一部を改正する法律により導入される被疑者取調べの録音・録画制度の施行に備えるとともに、公判において、供述の任意性、信用性等について、取調べ状況等の客観的な記録による的確な判断を可能とするためには、いかなる方策が有効であるかを検討するため、取調べの録音・録画の試行を実施する。		
基本目標に係る予算額等	基本目標に係る予算額は、28年度執行額89,632千円(124,164,629千円)、29年度当初予算額185,167千円(119,706,518千円)、30年度当初予算額190,701千円(112,965,414千円)である(刑事警察費、<)内は複数の政策にわたる経費)。						
業績目標に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○ 「「世界一安全な日本」創造戦略」(25年12月10日閣議決定) III 戦略の内容 7 「世界一安全な日本」創造のための治安基盤の強化 (1) 人的・物的基盤の整備						

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

基本目標3 業績目標1

(警察庁29-9)

基本目標	組織犯罪対策の強化	政策所管課	組織犯罪対策企画課、暴力団対策課、薬物銃器対策課	政策評価実施予定時期	31年7月頃							
業績目標	暴力団等犯罪組織の存立基盤の弱体化	政策体系上の位置付け	組織犯罪対策の強化									
業績目標の説明	暴力団等犯罪組織は、薬物の密輸・密売に関与したり、銃器発砲事件を引き起こしたりするほか、対立抗争や意に沿わない事業者への襲撃等事件を繰り返すなど、社会にとって大きな脅威になっている上、社会情勢の変化に応じて多種多様な資金獲得活動を行っていることから、取締りの強化、犯罪収益の剥奪等、その人的・物的基盤と資金源に打撃を与える対策に重点的に取り組み、暴力団等犯罪組織の存立基盤の弱体化を図る。											
業績指標	達成目標	年(年度)ごとの実績値・施策の推進状況(実績)										目標設定の考え方及び根拠
		基準年	達成年	項目	25年	26年	27年	28年	29年	25～29年(平均)	30年	
① 暴力団構成員等(注1)の数	暴力団構成員等の数について、過去5年間の平均値を下回る。	25～29年	30年	暴力団構成員等(人)	58,600	53,500	46,900	39,100	34,500	46,520		暴力団構成員等の数の減少は、暴力団組織の存立基盤の弱体化の度合いを測る一つの指標となるため。
注1 暴力団構成員及び準構成員等(暴力団構成員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、又は暴力団若しくは暴力団構成員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するもの)。準暴力団(暴力団と同程度の明確な組織性は有しないが、暴力団等の犯罪組織との密接な関係がうかがわれるもの)に属する者についても、これに当てはまるものについては計上されている。												
② 薬物事犯の検挙件数及び検挙人員	薬物事犯の検挙件数及び検挙人員について、過去5年間の平均値を上回る。	25～29年度	30年度	項目	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	25～29年度(平均)	30年度	「第四次薬物乱用防止五か年戦略」に基づく政府を挙げた総合的な対策により、薬物乱用の根絶が図られる中で、暴力団等犯罪組織の主要な資金源の一つである薬物事犯の検挙件数及び検挙人員は、犯罪組織の弱体化の度合いを測る一つの指標となるため。
				検挙件数(件)	18,304	18,630	19,920	19,409	19,121	19,077		
				検挙人員(人)	12,965	13,294	13,800	13,401	13,552	13,402		
注2 29年度及び25～29年度の平均値は暫定値である。												
参考指標	年度(年)ごとの実績値										参考指標の考え方	
	項目	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	25～29年度(平均)	30年度				
① 暴力団構成員等の関与する事件の検挙件数及びこれら事件における検挙人員	検挙件数(件)	42,115	39,197	38,872	35,616	29,209	37,002		暴力団構成員等の関与する事件の検挙は、暴力団の人的基盤に対する打撃となるものであり、当該事件の検挙件数及び暴力団構成員等の検挙人員は、暴力団組織の弱体化の度合いを測る参考指標となる。			
	検挙人員(人)	23,462	22,083	21,726	19,797	17,060	20,826					
② 暴力団排除条例の適用件数	適用件数(件)	81	63	92	91	98	85		暴力団排除条例は、社会における暴力団排除を進めるために制定されたものであり、その適用件数は、暴力団組織の弱体化の度合いを測る参考指標となる。			
③ 組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法の適用による犯罪収益等(注3)の没収額・追徴額(注4)	組織的犯罪処罰法(千円)(注5)	17,133,324	525,782	4,123,454	2,054,995	2,824,242	5,332,359		暴力団等犯罪組織は、社会情勢の変化に応じて多種多様な資金獲得活動を行い、その獲得した資金の没収等を回避するために、犯罪収益等を隠匿するなどのマネー・ロンダリング行為を敢行しているが、組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法を適用した犯罪収益等の剥奪は、犯罪組織の資金獲得活動に打撃を与えるものであることから、犯罪組織の存立基盤の弱体化の度合いを測る参考指標となる。			
	麻薬特例法(千円)(注5)	522,558	334,574	205,269	304,652	356,522	344,715					
注3 犯罪収益、犯罪収益に由来する財産又はこれらの財産とこれらの財産以外の財産とが混和した財産 注4 第一審裁判所において行われる通常の公判手続きにおける没収額・追徴額(実績値は法務省資料に基づくもので、千円未満切捨て 注5 各年の実績値												
達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額)		30年度概算要求額	関連する業績指標	達成手段の概要等	30年度行政事業レビュー						
	28年度	29年度				事業番号	事業名					
(1) 暴力団犯罪の取締りの強化				①・参①	暴力団の存立基盤に打撃を与えるため、暴力団や暴力団関係企業等に対する取締りを推進する。	33 34	安心な社会を創るための匿名通報事業 組織犯罪対策					
(2) 暴力団対策法の積極的・効果的な運用(3年度)				①・参①	中止命令等の行政命令を積極的かつ効果的に発出するとともに、暴力団対策法第31条の2を適用した威力利用資金獲得行為に係る代表者等の損害賠償請求訴訟を積極的に支援し、24年の暴力団対策法改正で創設された各種制度についても積極的かつ効果的に運用する。	33	安心な社会を創るための匿名通報事業					

(3) 暴力団及び暴力団関係者の実態解明の推進	①・参①	暴力団及び暴力団関係者について、活動実態、組織の運営方法、資金獲得活動、他の暴力団や国際犯罪組織等との人的又は資金的なつながり、対立・友誼関係等の組織実態を解明する。	33 34	安心な社会を創るための匿名通報事業 組織犯罪対策
(4) 暴力団に対する組織的犯罪処罰法の積極的適用(11年度)	①・参①・参③	暴力団員の社会からの長期隔離や資金剥奪のため、組織的犯罪処罰法の積極的な適用を推進する。	33 34	安心な社会を創るための匿名通報事業 組織犯罪対策
(5) 暴力団排除条例の定着化の促進(22年度)	①・参①・参②	暴力団排除条例の定着化の促進を図り、暴力団排除の気運を更に高める。	33	安心な社会を創るための匿名通報事業
(6) 各種暴力団排除活動の推進	①・参①	関係機関・団体と連携し、不当要求防止責任者講習の実施等による行政対象暴力対策、企業対象暴力対策、公共事業をはじめとする各種事業や各種取引等からの暴力団排除及び暴力団員の離脱支援等の社会復帰対策等を推進する。	34 30-2	組織犯罪対策 暴力団構成員の社会復帰対策に関する調査研究
(7) 薬物密輸・密売組織の壊滅に向けた取締りの強化	①・②・参①・参③	末端乱用者の検挙を徹底するとともに、薬物密輸・密売組織の中枢に位置する首領や幹部に向けた突き上げ捜査の推進、麻薬特例法の適用による薬物犯罪収益等の剥奪を徹底するなどして、これらの組織の壊滅に向けた取締りを強化する。	33 34	安心な社会を創るための匿名通報事業 組織犯罪対策
(8) 密輸・密売対策用資機材の整備	②	薬物密輸・密売組織等の実態解明と検挙を推進するための装備資機材等を整備する。		
(9) 国内関係機関との連絡会議、外国の取締機関との情報交換等による水際対策の強化(6年度)	②	国内関係機関との連絡会議並びに外国の取締機関との情報交換及び合同オペレーションを実施するなどして、これらと連携した水際対策を推進する。	34	組織犯罪対策
(10) 捜査に関する知識・技能の習得を目的とした研修の実施(7年度)	②・参①・参③	組織犯罪捜査に従事する者を対象として、捜査指揮、各種捜査手法や、効果的な装備資機材の活用方策等に関する研修を行う。	34	組織犯罪対策
基本目標に関する予算額等	基本目標に関する予算額等は、28年度執行額39,415千円<124,164,629千円>、29年度当初予算額77,008千円<119,706,518千円>、30年度当初予算額66,186千円<112,965,414千円>である(組織犯罪対策費、<>内は複数の政策にわたる経費)。			
業績目標に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○ 「第四次薬物乱用防止五か年戦略」(25年8月薬物乱用対策推進会議決定) 目標3 薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物に関する監視指導等の強化 ○ 「「世界一安全な日本」創造戦略」(25年12月10日閣議決定) Ⅲ 戦略の内容 4 社会を脅かす組織犯罪への対処 (1) 暴力団対策等の推進・強化 (2) マネー・ローンダリング対策 (3) 薬物対策の推進			

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

基本目標	組織犯罪対策の強化	政策所管課	国際捜査管理官	政策評価実施予定時期	31年7月頃							
業績目標	国際組織犯罪対策の強化	政策体系上の位置付け	組織犯罪対策の強化									
業績目標の説明	犯罪のグローバル化が進展する中、国際組織犯罪が治安に対する重大な脅威となっていることから、国際犯罪組織の実態解明及び国際組織犯罪の取締り並びに国際組織犯罪を助長する犯罪インフラ事犯の取締り等を推進し、国際組織犯罪対策を強化する。											
業績指標	達成目標	基準年	達成年	年度(年)ごとの実績値・施策の推進状況(実績)								目標設定の考え方及び根拠
				項目	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	25~29年度(平均)	30年度	
① 来日外国人による共犯事件の包括罪種別検挙件数	来日外国人による共犯事件の包括罪種別検挙件数のうち、凶悪犯、窃盗犯及び知能犯について、過去5年間の平均並みの水準を維持する。	25~29年度	30年度	凶悪犯	39	24	26	24	20	27	国際組織犯罪の多くは、不正な資金獲得活動を目的としており、来日外国人による共犯事件のうち、強盗を含む凶悪犯、窃盗犯及び知能犯の検挙件数は、国際組織犯罪対策の強化の度合いを測る一つの指標となるため。	
				窃盗犯	4,551	2,811	2,596	2,471	3,127	3,111		
				知能犯	262	246	252	543	474	355		
② 国際組織犯罪を助長する犯罪インフラ事犯の検挙件数及び検挙人員	犯罪インフラ事犯のうち、偽装結婚等(注1)、旅券等偽造及び不法就労助長の検挙件数及び検挙人員について、過去5年間の平均並みの水準を維持する。	25~29年度	30年度	偽装結婚等	検挙件数(件)	154	150	102	94	85	117	様々な犯罪インフラのうち、偽装結婚等、旅券等偽造及び不法就労助長は、国際組織犯罪を助長し、又は容易にするものであることから、その検挙件数及び検挙人員は、国際組織犯罪対策の強化の度合いを測る一つの指標となるため。
				検挙人員(人)	457	383	358	302	231	346		
				旅券等偽造	検挙件数(件)	131	225	209	144	226	187	
				検挙人員(人)	119	211	191	133	150	161		
				不法就労助長	検挙件数(件)	369	393	392	391	396	388	
				検挙人員(人)	369	416	425	439	444	419		
注1 偽装結婚及び偽装認知												
③ 国外逃亡被疑者等(注2)(うち外国人)の検挙人員(注3)	国外逃亡被疑者等(うち外国人)の検挙人員をいについて、過去5年間の平均値を上回る。	25~29年度	30年	項目	25年	26年	27年	28年	29年	25~29年度(平均)	30年	国内外の関係機関と連携した水際における被疑者の検挙及び国外に逃亡した被疑者の引渡しを受けての検挙は、国外逃亡被疑者等の「逃げ得」を許さないための取組であり、その状況は、国際組織犯罪対策の強化の度合いを測る一つの指標となるため。
				検挙人員(人)	43	36	34	34	77	45		
注2 日本国内で犯罪を行い、国外に逃亡している者及びそのおそれがある者 注3 出入国審査で被疑者を発見して検挙した人員及び外国から被疑者の身柄の引渡しを受けて検挙した人員												
参考指標	項目	年度(年)ごとの実績値								参考指標の考え方		
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	25~29年度(平均)	30年度				
① 来日外国人犯罪の刑法犯検挙件数	検挙件数(件)	10,757	9,506	9,386	9,696	10,688	10,007	来日外国人犯罪の刑法犯検挙件数は、業績指標①をめぐる情勢等を把握・分析する際の参考指標となる。				
② 来日外国人犯罪の包括罪種別検挙件数	凶悪犯検挙件数(件)	124	140	141	145	136	137	来日外国人犯罪の包括罪種別検挙件数は、業績指標①をめぐる情勢等を把握・分析する際の参考指標となる。				
	粗暴犯検挙件数(件)	920	1,025	1,101	1,102	1,143	1,058					
	窃盗犯検挙件数(件)	7,799	6,526	6,164	5,972	6,658	6,624					
	知能犯検挙件数(件)	620	557	559	984	1,230	790					
	風俗犯検挙件数(件)	101	147	127	161	130	133					
	その他の刑法犯(件)	1,193	1,111	1,294	1,332	1,391	1,264					

③ 国外逃亡被疑者等の推移	項目		25年	26年	27年	28年	29年	25～29年 (平均)	30年	国外逃亡被疑者等の数は、業績指標③の対象となる者の数を示す指標となる。
	国外逃亡被疑者等の数		798	745	740	707	668	732		
	(人) うち外国人		650	624	621	581	538	603		
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		30年度 概算要求額	関連する 業績指標	達成手段の概要等	30年度行政事業レビュー				
	28年度	29年度				事業番号	事業名			
(1) 国際犯罪組織の実態解明及び国際組織犯罪の取締り				①・参①・参②	国際犯罪組織の活動実態、組織の運営方法、資金獲得活動等の解明に努めるとともに、国際組織犯罪の取締りを強化する。	33 34	安心な社会を創るための匿名通報事業 組織犯罪対策			
(2) 国際組織犯罪を助長する犯罪インフラ事犯の取締り				②	偽装結婚等、旅券等偽造、不法就労助長等の犯罪インフラ事犯の取締りを強化する。	33 34	安心な社会を創るための匿名通報事業 組織犯罪対策			
(3) 事前旅客情報システム(APIS)(16年度)及び外国人個人識別情報認証システム(19年度)の円滑な運用				③・参③	法務省入国管理局と協力し、航空機で来日する旅客及び乗員に関する情報と警察庁が保有する指名手配者等の情報を照合するなどして事前旅客情報システム、外国人個人識別情報認証システムの円滑な運用を図る。					
(4) 国外逃亡被疑者等対策の推進				③・参③	国外逃亡のおそれがある被疑者については、迅速かつ的確な手配等により、関係機関等と連携してその国外逃亡を阻止するとともに、国外逃亡した被疑者については、外国治安当局と連携を図り、身柄の確保を推進する。	34	組織犯罪対策			
(5) 各種協議等を通じた外国治安機関との連携強化(16年度)				①・②・③	東アジア地域組織犯罪対策代表者会議等を開催するなど、積極的に外国治安当局との協議を推進し、連携の強化を図る。	34	組織犯罪対策			
(6) 国際犯罪捜査及び国際捜査共助に関する知識・技能の習得を目的とした国際警察センター捜査実務研修の実施(7年度)				①・②・③	警察大学校国際警察センターにおいて、都道府県警察の国際捜査や国際捜査共助を担当する警部及び警部補を対象として、担当業務に必要な基礎知識・技能の習得を目的とした捜査実務研修を実施する。					
基本目標に係る予算額等	基本目標に係る予算額等は、28年度執行額39,415千円(124,164,629千円)、29年度当初予算額77,008千円(119,706,518千円)、30年度当初予算額66,186千円(112,965,414千円)である(組織犯罪対策費、<)内は複数の政策にわたる経費)。									
業績目標に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	○ 「「世界一安全な日本」創造戦略」(25年12月10日閣議決定) Ⅲ 戦略の内容 4 社会を脅かす組織犯罪への対処 (5) 国際組織犯罪対策 (6) 組織的に敢行される各種事犯への対策 6 安心して外国人と共生できる社会の実現に向けた不法滞在対策 (2) 不法滞在等対策									

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

基本目標4 業績目標1

(警察庁29-①)

基本目標	安全かつ快適な交通の確保			政策所管課	交通企画課、交通指導課、交通規制課				政策評価実施予定時期	31年7月頃		
業績目標	歩行者・自転車利用者の安全確保			政策体系上の位置付け	安全かつ快適な交通の確保							
業績目標の説明	全交通事故死者に占める歩行者・自転車利用者の割合が諸外国と比べて著しく高くなっていること、全交通事故のうち自転車関連事故が占める割合は依然として約2割を占めていること等から、歩行者・自転車利用者の交通事故抑止対策を推進し、歩行者・自転車利用者の安全の確保を図る。											
業績指標	達成目標		年ごとの実績値・施策の推進状況(実績)(注3)									目標設定の考え方及び根拠
	基準年	達成年	項目	25年	26年	27年	28年	29年	25～29年(平均)	30年		
① 歩行者・自転車乗用中の交通事故死者数及び歩行者・自転車の交通事故件数	27年(注2)	32年	歩行中交通事故死者数(人)	1,592	1,498	1,534	1,361	1,347	1,466		歩行者・自転車乗用中の交通事故死者数及び歩行者・自転車の交通事故件数の減少は、歩行者・自転車利用者の安全確保の度合いを測る一つの指標となるため。(第10次交通安全基本計画)	
			歩行中の高齢者の交通事故死者数(人)	1,121	1,063	1,070	1,003	972	1,046			
			自転車乗用中交通事故死者数(人)	601	540	572	509	480	540			
			自転車関連事故件数(件)	121,040	109,269	98,700	90,836	90,407	102,050			
			歩行者と自転車との交通事故件数(件)	2,605	2,551	2,506	2,281	2,550	2,499			
注1 自転車が第1当事者又は第2当事者となった交通事故件数 注2 第10次交通安全基本計画(28年度～32年度)の基準となる27年の実績値を評価基準とした。 注3 数値は、平成30年1月31日までに入手したデータに基づくものである。												
参考指標			年ごとの実績値							参考指標の考え方		
			項目	25年	26年	27年	28年	29年	25～29年(平均)	30年		
① 交通事故死者数			交通事故死者数(人)	4,388	4,113	4,117	3,904	3,694	4,043		交通事故死者数は、交通事故統計に係る基礎数値となる。	
② 交通事故負傷者数			交通事故負傷者数(人)	781,492	711,374	666,023	618,853	580,850	671,718		交通事故負傷者数は、交通事故統計に係る基礎数値となる。	
③ 人口10万人当たりの歩行中交通事故死者数			人口10万人当たりの歩行中交通事故死者数(人)	1.25	1.18	1.21	1.07	1.06	1.15		人口10万人当たりの歩行中交通事故死者数は、歩行中の交通事故死者数の水準を示す一つの指標となる。	
④ 高齢者人口10万人当たりの歩行中交通事故死者数			高齢者人口10万人当たりの歩行中交通事故死者数(人)	3.64	3.33	3.24	3.00	2.81	3.20		高齢者人口10万人当たりの歩行中交通事故死者数は、歩行中の高齢者の交通事故死者数の水準を示す一つの指標となる。	
⑤ 人口10万人当たりの自転車乗用中交通事故死者数			人口10万人当たりの自転車乗用中交通事故死者数(人)	0.47	0.42	0.45	0.40	0.38	0.42		人口10万人当たりの自転車乗用中交通事故死者数は、自転車乗用中交通事故死者数の水準を示す一つの指標となる。	
達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額)		30年度概算要求額	関連する業績指標	達成手段の概要等					30年度行政事業レビュー		
	28年度	29年度								事業番号	事業名	
(1) 自転車利用者に対するルールの周知と安全教育の推進				①・参⑤	自転車利用者に対し、基本ルール、罰則、交通事故のリスク、損害賠償責任保険への加入の必要性等の安全教育・啓発を、対象者の年齢層に応じてその効果が高まるよう内容及び手段に特段の工夫を行い実施する。また、自転車運転者講習制度を適切に運用する。					35	広報啓発等	
(2) 自転車利用者のヘルメット着用促進				①・参⑤	保護者に対し、幼児や児童が自転車に乗車する際のヘルメットの着用の徹底を図るほか、高齢者や中学生、高校生等にもヘルメットの着用を促すため、交通安全教室や交通安全運動等の各種機会を通じて普及促進活動を実施する。					35	広報啓発等	

(3) 高齢者に対する交通安全教育の推進	①・参④	高齢者自身が加齢に伴う身体機能の変化が行動に及ぼす影響を理解し、自ら納得して安全な交通行動の実践ができるよう、運転シミュレーター等の各種教育用機材を積極的に活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を実施する。	35	広報啓発等
(4) 反射材用品等の普及促進	①・参③ 参⑤	反射材用品・LEDライト等の活用について、各種広報媒体を用いて積極的な広報啓発を行うとともに、地方公共団体、関係機関・団体等と連携して、視認効果、使用方法等について理解を促す参加・体験・実践型の交通安全教育を実施する。	35	広報啓発等
(5) 幼児・児童に対する交通安全教育の推進	①・参③ 参⑤	幼児・児童に対し、幼稚園・保育所・小学校等と連携・協力を図りながら、関心を持たせる工夫を凝らすことにより、効果的な交通安全教育を実施する。	35	広報啓発等
(6) 自転車利用者に対する指導取締りの推進	①・参⑤	「自転車指導啓発重点地区・路線」を中心に、自転車利用者の無灯火、二人乗り、信号無視、一時不停止等に対する指導警告を強化するとともに、いわゆる「ピスト」等に係る制動装置不良自転車運転のほか、違反行為により通行車両や歩行者に具体的危険を生じさせたり、指導警告に従わないなど悪質・危険な違反に対しては、交通切符を適用した検挙措置を講ずる。		
(7) 生活道路対策及び幹線道路対策の推進	①	警察と道路管理者とが緊密に連携し、地域住民等の意見を反映しつつ、歩行者及び自転車利用者にとって危険な地点・路線において交通事故対策を推進する。	37	都道府県警察施設整備費補助金(交通安全施設)
(8) 歩行空間のバリアフリー化	①・参③ 参④	高齢者、障害者等の安全な横断を確保するため、バリアフリー対応型信号機の整備や道路標識・道路標示の高輝度化等を推進する。	37	都道府県警察施設整備費補助金(交通安全施設)
(9) 自転車の走行空間の確保	①・参⑤	自転車専用通行帯の設置等自転車専用空間の確保を推進する。	37	都道府県警察施設整備費補助金(交通安全施設)
(10) 速度違反自動取締装置の整備	①・参③ 参⑤	取締場所の確保が困難な生活道路等においても速度違反取締りが行える新たな速度違反取締装置の導入を促進するほか、速度違反自動取締装置を整備し、悪質な速度違反を効果的に取り締まることにより、歩行者・自転車に係る重大交通事故等の抑止を図る。	36	速度違反自動取締装置
(11) 自動運転の実現に向けた調査研究(27年度)	①	有識者を交えた調査検討委員会を開催し、システム開発者、研究者等からヒアリングを実施するとともに、諸外国における制度や国際的な議論に関する資料の収集・分析、公道実証実験の視察等を実施するなどした上で、交通事故の削減及び渋滞の緩和等に寄与すると考えられる自動運転の段階的実現に向けた交通管理上の諸課題について検討を行う。	38	技術開発の方向性に即した自動運転の段階的実現に向けた調査研究
基本目標に関する予算額等	基本目標に関する予算額等は、28年度執行額133,168,697千円(124,164,629千円)、29年度当初予算額141,970,995千円(119,706,518千円)、30年度当初予算額138,863,063千円(112,965,414千円)である(交通警察費、交通安全対策特別交付金等、()内は複数の政策にわたる経費)。			
業績目標に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>○「第10次交通安全基本計画」(28年3月中央交通安全対策会議決定)</p> <p>第1部第1章第3節I</p> <p>1 交通事故による被害を減らすために重点的に対応すべき対象</p> <p>(2) 歩行者及び自転車の安全確保</p> <p>(3) 生活道路における安全確保</p> <p>第1部第1章第3節II</p> <p>1 道路交通環境の整備</p> <p>(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備</p> <p>(8) 自転車利用環境の総合的整備</p> <p>2 交通安全思想の普及徹底</p> <p>5 道路交通秩序の維持</p> <p>(1) 交通の指導取締りの強化等</p> <p>8 研究開発及び調査研究の充実</p> <p>(1) 道路交通の安全に関する研究開発の推進</p> <p>ア 高度道路交通システム(ITS)に関する研究開発の推進</p> <p>(ケ) 安全な自動走行の実現のための制度の在り方に関する調査研究</p>			

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

基本目標4 業績目標2

(警察庁29-⑫)

基本目標	安全かつ快適な交通の確保			政策所管課	交通企画課、交通指導課、交通規制課、運転免許課				政策評価実施予定時期	31年7月頃			
業績目標	運転者対策の推進			政策体系上の位置付け	安全かつ快適な交通の確保								
業績目標の説明	飲酒運転等の悪質性・危険性の高い運転に起因する交通死亡事故は、減少傾向にあるものの、依然として多いことから、これを防止するため、継続して悪質・危険運転者対策を推進する。また、高齢社会の進展に伴い、今後、高齢運転者による交通事故の増加が懸念されており、70歳以上の高齢者については、免許保有者10万人当たりの死亡事故件数が多い年齢層であることから、高齢運転者対策を推進し、高齢運転者による交通事故の防止を図る。												
業績指標	達成目標	基準年	達成年	年ごとの実績値・施策の推進状況(実績)(注2)								目標設定の考え方及び根拠	
				項目	25年	26年	27年	28年	29年	25~29年(平均)	30年		
① 悪質性・危険性の高い違反に起因する交通死亡事故件数	悪質性・危険性の高い違反に起因する交通死亡事故件数について、27年を下回る。	27年(注1)	32年	飲酒運転(件)	238	227	201	213	204	217	悪質性・危険性の高い違反に起因する交通死亡事故件数の減少は、交通秩序の確立の度合いを測る一つの指標となるため。(第10次交通安全基本計画)		
				無免許運転(件)	61	59	53	65	47	57			
				最高速度違反(件)	216	212	221	199	162	202			
				信号無視(件)	129	127	149	119	126	130			
				歩行者妨害等(件)	248	253	265	252	238	251			
				指定場所一時不停止(件)	92	122	121	101	107	109			
② 70歳以上の高齢運転者による交通死亡事故件数及び70歳以上の免許保有者10万人当たりの死亡事故件数	70歳以上の高齢運転者による交通死亡事故について、27年を下回る。	27年(注1)	32年	70歳以上の高齢運転者による交通死亡事故件数(件)	709	687	686	667	629	676	70歳以上の高齢運転者による交通死亡事故件数の減少は、高齢運転者による交通事故の抑止の度合いを図る指標となるため。(第10次交通安全基本計画)		
				70歳以上の免許保有者10万人当たりの死亡事故件数(件)	8.0	7.4	7.2	6.8	6.0	7.1			
注1 第10次交通安全基本計画(28年度～32年度)の基準となる27年の実績値を評価基準とした。													
注2 数値は、平成30年1月31日までに入手したデータに基づくものである。													
参考指標				年ごとの実績値							参考指標の考え方		
				項目	25年	26年	27年	28年	29年	25~29年(平均)			30年
① 70歳以上の高齢運転免許保有者数				70歳以上の高齢運転免許保有者数(人)	8,823,682	9,320,223	9,491,098	9,771,844	10,516,986	9,584,767	70歳以上の高齢運転免許保有者数は、業績指標である「70歳以上の免許保有者10万人当たりの死亡事故件数」を算出する際の基礎数値となる。		
② 交通事故死者数				交通事故死者数(人)	4,388	4,113	4,117	3,904	3,694	4,043	交通事故死者数は、交通事故統計に係る基礎数値である。		
達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額)		30年度概算要求額	関連する業績指標	達成手段の概要等					30年度行政事業レビュー			
	28年度	29年度								事業番号	事業名		
(1) 「飲酒運転をしない、させない」という国民の規範意識を確立するための広報啓発の推進				①	飲酒運転の悪質性・危険性及び交通事故の実態を周知する交通安全教育や広報啓発を推進するとともに、交通ボランティア等と連携してハンドルキーパー運動の普及啓発に努めるなど、地域、職域等における飲酒運転根絶に向けた取組を更に進める。					35	広報啓発等		
(2) 交通事故抑止に資する指導取締りの推進				①	交通事故実態の分析を踏まえ、事故多発路線等における街頭活動を強化するとともに、無免許運転、飲酒運転、著しい速度超過、信号無視等交通事故に直結する悪質性・危険性の高い違反及び迷惑性が高く住民からの取締り要望の多い違反に重点を置いた取締りを推進する。								
(3) 使用者の背後責任の追及等				①	過積載や過労運転等の違反について、自動車等の使用者等に対する背後責任の追及を徹底するとともに、事業活動に関して行われた悪質・危険な運転行為による交通事故については、事業者等の背後責任の追及を念頭に捜査を尽くす。								

(4) 総合的な暴走族対策の推進
(5) 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進
(6) 悪質・危険運転者に対する迅速・的確な行政処分の実施
(7) 飲酒運転者に対する取消処分者講習の適正な実施(23年度試行開始、25年度開始)
(8) 取消処分者講習、停止処分者講習等の適正な実施
(9) 高齢運転者標識の普及促進(9年度)
(10) 信号灯器のLED化、道路標識の高輝度化等
(11) 認知機能検査の適正な実施(21年度開始、28年度改善)
(12) 認知機能検査の結果等に基づく効果的な高齢者講習の実施(21年度開始、28年度改善)
(13) 臨時適性検査の的確な実施
(14) 高齢運転者等への支援の実施
(15) 速度違反自動取締装置の整備
(16) 自動運転の実現に向けた調査研究(27年度)
(17) 認知機能と安全運転に関する調査研究(30年度)
(18) 視野と安全運転の関係に関する調査研究(30年度)
(19) 高齢者の特性等に応じたきめ細かな対策の強化に向けた運転免許制度の在り方等に関する調査研究(30年度)

①	あらゆる法令を活用して暴走族構成員等の検挙を徹底するとともに、関係機関・団体と連携して、暴走族への加入阻止や暴走族グループからの離脱支援等総合的な暴走族対策を推進する。		
①	適正かつ緻密な捜査を推進するため、危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底、交通事故事件等に係る捜査力の強化及び科学的捜査の推進を図る。		
①	違反を繰り返す運転者や重大な交通事故を起こした運転者に対し、違反登録に要する期間の短縮や仮停止制度の積極的な運用、更に行政処分の長期未執行者に対する対策強化等を推進し、悪質・危険運転者を道路交通の場から早期に排除する。		
①	飲酒行動の改善等のためのカリキュラムを盛り込んだ飲酒取消講習を適正に実施し、飲酒運転違反者の再犯防止を図る。		
①	道路交通法等に違反する行為をし、行政処分を受けた者等に対する取消処分者講習や停止処分者講習等について、講習内容の一層の充実等を図るとともに、取消処分者講習受講対象者の拡大に係る事務を適正に実施し、交通違反者の危険性の改善及び矯正を図る。		
②・③①	高齢運転者の安全意識を高めるため、高齢運転者標識の普及啓発を幅広く実施するとともに、他の年齢層に高齢運転者の特性を理解させ、高齢運転者標識を取り付けた自動車への保護意識を高めるような交通安全教育・広報啓発を推進する。	35	広報啓発等
②	信号灯器のLED化、道路標識等の高輝度化等を推進し、信号灯器、道路標識等を視認性に優れたものにする。	37	都道府県警察施設整備費補助金(交通安全施設)
②・③①	75歳以上の運転者が認知機能検査を通じて認知機能の状況を自覚することができるよう、新たに導入された臨時認知機能検査等の適正かつ円滑な実施について、高齢運転者の安全運転継続を支援する。		
②・③①	新たに導入された臨時高齢者講習を含む高齢者講習について、認知機能検査の結果に基づいた助言、指導を行うなど、受講者一人一人の状況に応じたきめ細やかな講習を実施し、高齢運転者に効果的な安全運転教育を行い交通事故防止を図る。		
②・③①	専門医等と緊密に連携し、臨時適性検査を的確に実施して、一定の症状を呈する病気等に係る高齢運転者等の交通事故防止を図る。		
②・③①	高齢運転者に対する交通安全教育の実施や免許更新における高齢者講習の円滑な受講、運転免許証の自主返納の促進に向けた広報啓発活動の強化等、高齢運転者等に対する支援施策を推進し、高齢運転者による交通事故防止を図る。		
①	取締場所の確保が困難な生活道路等においても速度違反取締りが行える新たな速度違反取締装置の導入を促進するほか、速度違反自動取締装置を整備し、悪質な速度違反を効果的に取り締まることにより、重大交通事故等の抑止を図る。	36	速度違反自動取締装置
①・②	有識者を交えた調査検討委員会を開催し、システム開発者、研究者等からヒアリングを実施するとともに、諸外国における制度や国際的な議論に関する資料の収集・分析、公道実証実験の視察等を実施するなどした上で、交通事故の削減に寄与すると考えられる自動運転の実現に向けた交通管理上の諸課題について検討を行う。	38	技術開発の方向性に即した自動運転の段階的実現に向けた調査研究
②	認知症の者等の認知機能と安全運転能力の関係に係るデータの収集・分析や認知症の者等の安全運転に係る医学的知見の調査、諸外国の制度の調査等を行うなど、認知症の者等の認知機能に応じた対策の在り方について調査研究を行う。	30-4	認知症と安全運転に関する調査研究
②	新たな視野検査の実施可能な手順の検討、新たな視野検査の高齢者講習への試験導入によるデータの収集・分析を踏まえ、視野障害と交通事故との関係、新たな視野検査の高齢者講習への導入の可否について調査研究を行う。	30-5	高齢者講習における新たな視野検査導入方法に向けた調査研究
②	一定のリスクを有する高齢者のタイムリーな把握及び個々の高齢者の能力に応じたきめ細かな対応を実現する制度の構築に向けて、老年精神医学、交通心理学、自動車工学等の専門家からの意見聴取、諸外国における法制度や高齢運転者の交通事故防止に向けた取組等に関する調査等を実施し、認知症以外の高齢者特有のリスクや技能等の把握方法、把握されたリスク等に応じた安全運転の継続に必要な方策、当該方策を講じたとしてもなお事故を起こすリスクが高い者に対する措置の在り方等について調査研究を行う。	30-3	高齢運転者の交通事故防止対策に関する調査研究

(20) 第二種免許制度の在り方に関する調査研究(30年度)		① 旅客自動車教習所における一定の教習を終了した者については、第二種免許の受験資格のうち経験年数要件について3年以上から2年以上に短縮される特例があるところ、交通事故分析や事業者へのアンケート調査の結果等を踏まえ、大型第二種免許等に係る当該教習を充実させることにより、特例を受ける者の経験年数要件を更に短縮することの適否について検討する。	30-6	第二種免許制度の在り方に関する調査研究
基本目標に関する予算額等	基本目標に関する予算額等は、28年度執行額133,168,697千円(124,164,629千円)、29年度当初予算額141,970,995千円(119,706,518千円)、30年度当初予算額138,863,063千円(112,965,414千円)である(交通警察費、交通安全対策特別交付金等、()内は複数の政策にわたる経費)。			
業績目標に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>○「第10次交通安全基本計画」(28年3月中央交通安全対策会議決定)</p> <p>第1部第1章第3節Ⅰ</p> <p>1 交通事故による被害を減らすために重点的に対応すべき対象</p> <p>(1) 高齢者及び子供の安全確保</p> <p>第1部第1章第3節Ⅱ</p> <p>3 安全運転の確保</p> <p>5 道路交通秩序の維持</p> <p>8 研究開発及び調査研究の充実</p> <p>(1) 道路交通安全に関する研究開発の推進</p> <p>ア 高度道路交通システム(ITS)に関する研究開発の推進</p> <p>(ケ) 安全な自動走行の実現のための制度の在り方に関する調査研究</p>			

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

基本目標4 業績目標3

基本目標	安全かつ快適な交通の確保				政策所管課	交通規制課					政策評価実施予定時期	31年7月頃
業績目標	道路交通環境の整備				政策体系上の位置付け	安全かつ快適な交通の確保						
業績目標の説明	社会資本整備重点計画(27年9月18日閣議決定:計画期間27年度～32年度)に即して、交通安全施設等整備事業を推進することにより、道路交通環境を整備する。											
業績指標	達成目標	年(年度)ごとの実績値・施策の推進状況(実績)									目標設定の考え方及び根拠	
		目標値	達成年	項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度		
① 交通安全施設等の整備により抑止される死傷事故	交通安全施設等の整備により、死傷事故を次のとおり抑止する。	約18,000件(注2)	32年度	信号機の改良等により抑止されていると推計される死傷事故件数(件/年)	5,115	9,843	13,866				社会資本整備重点計画において設定されている、交通安全施設等整備事業により達成すべき成果目標(アウトカム目標)であるため。	
	i 信号機の改良等により、死傷事故を32年度末までに約27,000件/年抑止する。 ii 事故危険箇所対策(注1)により、32年における対策実施箇所の死傷事故を、26年比(28年度までは23年度比)で約3割抑止する。	約3割(32年)(注3)	32年	項目 事故危険箇所対策実施箇所における対策により抑止された死傷事故件数の割合(%)	40	44	効果測定中					
注1 死傷事故発生率が高く、又は死傷事故が多発している交差点・単路を選定の上、集中的に交通安全施設等を整備 注2 6年間(第4次社会資本整備重点計画の計画期間である27年度～32年度)で達成目標(約2万7千件/年)を実現できるように、各年度で均等に配分した場合の30年度の目標値 注3 27年度及び28年度の割合は25年7月指定に係る事故危険箇所対策の実績値(23年度比)												
② 信号制御の改良等により実現される円滑な交通	信号制御の改良等により、円滑な交通を次のとおり実現する。	33,334千人時間(注4)	32年度	項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	社会資本整備重点計画において設定されている、交通安全施設等整備事業により達成すべき成果目標(アウトカム目標)であり、また、バリアフリー対応型信号機等の整備については、移動等円滑化の促進に関する基本方針においても目標として設定されているため。	
	i 信号制御の改良により、対策実施箇所において通過時間を32年度までに約5千万人時間/年短縮する。			信号制御の改良により短縮されていると推計される対策実施箇所の通過時間(千人時間/年)	4,281	9,992	14,356					
	ii 信号制御の改良により、二酸化炭素の排出量を32年度までに約10万t-CO2/年抑止する。	66,668t-CO2(注4)		信号制御の改良により抑止されていると推計される二酸化炭素の排出量(t-CO2/年)	8,585	17,573	24,379					
iii 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)に基づく重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路全てにおいて、バリアフリー対応型信号機等を整備する。	100%(32年度)	重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路におけるバリアフリー化の割合(%)	98.9	99.5	99.1							
注4 6年間(第4次社会資本整備重点計画の計画期間である27年度～32年度)で達成目標(通過時間約5千万人/年及び二酸化炭素の排出量約10万t-CO2/年)を実現できるように、各年度で均等に配分した場合の30年度の目標値												
③ 老朽化した信号機数	対策がとられなかった場合、32年度には老朽化した信号機が10万基を超えることになるところ、同年度までに約43,000基を更新し、これを約6万基以下に抑える。	約60,000基以下(32年度)	32年度	老朽化した信号機数(基)	43,115	44,383	45,773				社会資本整備重点計画において設定されている、交通安全施設等整備事業により達成すべき整備目標(アウトプット目標)を踏まえた老朽化した信号機の抑止目標数であるため。	
				老朽化した信号機の更新数(基)(参考指標①)	6,219	6,982	7,192					

④	信号機電源付加装置の整備台数	停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備台数を32年度までに約2,000台整備する。	1,334台 (注5)	32年度	整備台数(台)	204	444	701				社会資本整備重点計画において設定されている、交通安全施設等整備事業により達成すべき整備目標(アウトプット目標)であるため。
注5 6年間(第4次社会資本整備重点計画の計画期間である27年度～32年度)で達成目標(約2,000台)を実現できるように、各年度で均等に配分した場合の30年度の目標値												
参考指標					年度ごとの実績値							
					項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度		32年度
① 老朽化した信号機の更新数					老朽化した信号機の更新数(基)	6,219	6,982	7,192				老朽化した信号機の更新数は、社会資本整備重点計画において設定されている、交通安全施設等整備事業により達成すべき整備目標(アウトプット目標)である。
					累計数(基)	6,219	13,201	20,393				
達成手段 (開始年度)		補正後予算額(執行額) 28年度 29年度		30年度 概算要求額	関連する 業績指標	達成手段の概要等					30年度行政事業レビュー 事業番号 事業名	
(1)	広域交通管制システムの更新整備及び維持管理(23年度)				②	都道府県警察の広域交通管制システムから、渋滞情報、旅行時間情報、交通量、交通監視画像等のデータを警察庁へ集約することで、災害発生時や大規模警備時等に関連道路の交通量、規制等の把握や各都道府県警察への交通規制等に関する指示・指導を行う。					40	広域交通管制システムの更新整備及び維持管理
(2)	交通安全施設等整備事業効果測定(15年度)				①・② ③・④・参 ①	交通安全施設等について、迅速かつ効率的に当該目標を達成するため、事業項目ごとのデータを収集した上、その効果に関して分析を行い、交通安全施設等整備事業の在り方を検証する。					41	交通安全施設等整備事業効果測定
(3)	特定交通安全施設等整備事業(昭和41年度)	—			①・② ③・④・参 ①	信号機、道路標識及び道路標示の整備並びに交通管制センターの整備を行うことにより、交通の安全と円滑を実現する。					37 42	都道府県警察施設整備費補助金(交通安全施設) 都道府県警察施設整備費補助金(災害に備えた道路交通環境の整備)
(4)	広域交通規制の高度化に資する交通情報収集システム整備(25年度)				②	大規模災害発生時に、いち早く通行可能な道路を把握し、人命救助等の災害対策を迅速かつ確に実施するとともに避難路や迂回路に係る情報を国民にいち早く提供するため、警察が収集する交通情報に民間事業者のプロブ情報を融合するシステムの整備を図る。					43	大規模災害発生時の広域交通規制の高度化に資する交通情報収集システム整備
(5)	時代に即した交通管制システムのデータ管理の在り方に関する調査研究(29年度)				②	交通管制センターにおいて適切な交通管理を行うため、信号機等の時刻補正の正確性の検証並びに交通管制センターとの接続の有無にかかわらず交通管制センターにおいて信号機のデータや動作状況について一元的に管理を行う方法及び交通管制システムを構築する各種機器が保有するデータ管理の在り方に関する調査研究を実施する。					44	時代に即した交通管制システムのデータ管理の在り方に関する調査研究
基本目標に関係する予算額等		基本目標に関係する予算額等は、28年度執行額133,168,697千円(124,164,629千円)、29年度当初予算額141,970,995千円(119,706,518千円)、30年度当初予算額138,863,063千円(112,965,414千円)である(交通警察費、交通安全対策特別交付金等、<)内は複数の政策にわたる経費)。										
業績目標に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		○「社会資本整備重点計画」(27年9月閣議決定) 交通安全施設等整備事業 ○「第10次交通安全基本計画」(28年3月中央交通安全対策会議決定) 第1部第1章第3節Ⅱ 1 道路交通環境の整備										

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

基本目標5 業績目標1

(警察庁29-14)

基本目標	国の公安の維持	政策所管課	警備企画課・公安課・警備課・外事課	政策評価実施予定時期	31年7月頃
業績目標	重大テロ事案等を含む警備犯罪への的確な対処	政策体系上の位置付け	国の公安の維持		
業績目標の説明	的確な警備措置を講ずることにより、重大テロ事案等(注1)を含む警備犯罪(注2)の予防鎮圧を図るとともに、その取締りを的確に実施する。(業績目標3に係る部分を除く。) 注1 国民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがあるテロリズム及び過激な反グローバリズム運動に伴う大規模暴動等 注2 国の公安又は利益に係る犯罪、警備実施に関連する犯罪その他各種の社会運動に伴う犯罪				

業績指標	達成目標	基準年	達成年	年ごとの実績値・施策の推進状況(実績)								目標設定の考え方及び根拠	
				項目	25年	26年	27年	28年	29年	25～29年(平均)	30年		
① 治安警備及び警衛・警護の実施状況(事例)	国内外の情勢に応じた警備措置を行い、警備対象の安全を確保する。		30年										治安警備及び警衛・警護の実施状況は、重大テロ事案等の予防鎮圧に向けた取組の推進状況を測る一つの指標となるため。
② 主要警備対象勢力(注3)に係る犯罪の検挙件数及び検挙人員	主要警備対象勢力による違法事案の取締りを推進する。	25～29年	30年	オウム真理教に係る事件検挙件数(件・上段)・検挙人員(人・下段)	1	0	1	1	1	1	1	1	主要警備対象勢力による違法事案への対処の状況は、警備犯罪の取締りの推進状況を測る一つの指標となるため。
				極左暴力集団に係る事件検挙件数(件・上段)・検挙人員(人・下段)	26	14	22	25	32	24			
				右翼関係事件検挙件数(件・上段)・検挙人員(人・下段)	1,583	1,588	1,485	1,499	1,342	1,499			
					1,643	1,654	1,527	1,537	1,389	1,550			

注3 警備犯罪を行い、又は行うおそれのある主要な対象

参考指標	年度(年)ごとの実績値							参考指標の考え方	
	項目	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	25～29年度(平均)		30年度
① 重大テロ事案等の対処に係る各種訓練の実施件数	国民保護共同訓練(回)	12	13	15	22	29	18	重大テロ事案等の対処に係る各種訓練の実施件数は、重大テロ事案等の予防鎮圧に向けた取組の推進状況を測る一つの指標となる。	
	自衛隊との共同訓練(回)	39	37	38	42	39	39		
	海上保安庁との共同訓練(回)	27	24	33	36	29	30		
② 重大テロ事案等の発生件数	重大テロ事案等の発生件数(件)	0	0	0	0	0	0	重大テロ事案等の発生件数は、重大テロ事案等の予防鎮圧に向けた取組の推進状況を測る一つの指標となる。	
③ 治安警備及び警衛・警護実施件数	治安警備実施件数(件)	11,095	12,071	12,874	11,163	10,373	11,515	治安警備及び警衛・警護実施件数は、重大テロ事案等の予防鎮圧に向けた取組の推進状況を測る一つの指標となる。	
	警衛実施件数(件)	4,134	4,252	4,099	4,117	4,102	4,141		
	警護実施件数(件)	20,856	17,717	18,956	19,776	19,168	19,295		
④ 不法滞在者等の検挙件数及び検挙人員並びに不法残留者数	項目	25年	26年	27年	28年	29年	25～29年(平均)	30年	不法滞在者等の検挙件数及び検挙人員並びに不法残留者数は、警備犯罪の取締りの推進状況を測る一つの指標となる。
	入管法違反送致件数(件・上段)・送致人員(人・下段)(注4)	3,773	4,531	3,491	3,713	4,411	3,984		
	入管法第65条の適用人員(人)	3,430	4,126	2,824	2,979	3,512	3,374		
		653	509	569	738	642	622		

不法残留者数 (注5)(人)	59,061	60,007	62,818	65,270	66,498	62,731	
-------------------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--

注4 「入管法違反送致件数・送致人員」は、日本人が被疑者である事件を含む。
注5 法務省の公表による(各年の数字はその翌年の1月1日現在のもの)。

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		30年度 概算要求額	関連する 業績指標	達成手段の概要等	30年度行政事業レビュー	
	28年度	29年度				事業番号	事業名
(1) 重要施設等の警戒警備				参①・参②	厳しい国際テロ情勢を踏まえ、原子力関連施設、首相官邸等の我が国の重要施設、米国関連施設、鉄道等の公共交通機関等の警戒警備を情勢に応じ適切に実施し、重大テロ等の発生を予防鎮圧する。	46 47 48 49	焦点 千葉県警察成田国際空港警備隊費 情報収集・分析機能の強化等 皇宮警察本部
(2) 重大テロ事案等対処に係る各種訓練				参①・参②	重大テロ事案等の発生時において迅速かつ確実な対処を行い、被害の最小化を図るため、関係機関との共同訓練等の各種訓練を実施する。	45 46 48	衛星回線契約役務 焦点 情報収集・分析機能の強化等
(3) 大規模警備・警護警備				①・参③	警備事象や情勢等に応じた適切な警備体制を確立して的確な警備・警護警備を実施し、警備対象の安全を確保する。	45 46 48 49	衛星回線契約役務 焦点 情報収集・分析機能の強化等 皇宮警察本部
(4) 関係機関との情報交換等の連携				参②	重大テロや武力攻撃事象等の緊急対処事態に至った場合に、関係機関・団体と連携し、住民の避難等の措置を適切に講じるため、内閣官房、自治体、消防、自衛隊等と平素から情報を共有するなど、緊密な連携を図る。	46 48	焦点 情報収集・分析機能の強化等
(5) 主要警備対象勢力による違法事案の取締り等				②	オウム真理教については、教団信者による組織的違法行為に対する厳正な取締りを推進するとともに、無差別大量殺人行為を再び起こさせないため、関係機関と連携して実態解明に努める。極左暴力集団については、潜在的な違法行為に対する捜査を通じ、「テロ、ゲリラ」事件の未然防止や違法な調査活動等の非公然・非合法活動の摘発に努める。右翼については、銃器犯罪や資金獲得を目的とした犯罪の検挙を通じ、テロ等重大事件の未然防止を図るとともに、市民の平穏な生活に支障を与える悪質な街頭宣伝活動に対して、様々な法令を適用して事件検挙に努める。	46 48 50	焦点 情報収集・分析機能の強化等 インターネット・オアシスセンター
(6) 不法滞在者等の取締り等				参④	合同摘発や情報交換等、法務省入国管理局等の関係機関との連携を強化し、不法滞在者等の取締りを推進する。	46 48	焦点 情報収集・分析機能の強化等
基本目標に関する予算額等	基本目標に関する予算額等は、28年度執行額12,888,935千円(124,164,629千円)、29年度当初予算額13,046,088千円(119,706,518千円)、30年度当初予算額13,955,620千円(112,965,414千円)である(警備警察費及び皇宮警察本部(うち護衛・警備に必要な経費)、()内は複数の政策にわたる経費)。						
業績目標に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	○ 「「世界一安全な日本」創造戦略」(25年12月10日閣議決定) Ⅲ 戦略の内容 2 G8サミット、オリンピック等を見据えたテロ対策・カウンターインテリジェンス等						
	○ 「パリにおける連続テロ事案等を受けたテロ対策の強化・加速化等について」(27年12月4日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定) 1 各種テロ対策の強化・加速化 2 水際対策の強化 3 重要施設・ソフトターゲット等の警戒警備及びテロ対処能力の強化 4 官民一体となったテロ対策の推進						
	○ 「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会を見据えたテロ対策推進要綱」(29年12月11日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定) 1 情報収集・集約・分析等の強化 2 水際対策の強化 3 ソフトターゲットに対するテロの未然防止 4 重要施設の警戒警備及びテロ対処能力の強化 5 官民一体となったテロ対策の推進						
	○ 第193回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(29年1月) 4 安全・安心の国創り						

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

基本目標5 業績目標2

(警察庁29-⑤)

基本目標	国の公安の維持			政策所管課	警備課			政策評価実施予定時期	31年7月頃											
業績目標	災害への的確な対処			政策体系上の位置付け	国の公安の維持															
業績目標の説明	的確な警備措置を講ずることにより、災害の発生に伴う被害の最小化等を図る。																			
業績指標	達成目標		年度ごとの実績値・施策の推進状況(実績)							目標設定の考え方及び根拠										
	基準年	達成年	項目	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度											
① 災害への対処に係る関係機関との合同訓練の実施状況(各種訓練の実施件数及び事例)	25～29年度	30年度	管区広域緊急援助隊(注1)合同警備訓練等での自衛隊等関係機関との合同訓練の回数(回)	7	8	8	9	9			関係機関との合同訓練の実施状況は、災害への的確な対処に向けた取組の推進状況を測る一つの指標となるため。									
注1 大規模災害発生時等に全国警察から直ちに被災地へ派遣する部隊																				
② 災害警備活動の実施状況(事例)	災害の発生に際し、被害の最小化に向けた災害警備活動を推進する。		30年度								災害警備活動の実施状況は、災害への的確な対処に向けた取組の推進状況を測る一つの指標となるため。									
参考指標	年(年度)ごとの実績値										参考指標の考え方									
	項目	25年			26年			27年				28年			29年			30年		
① 災害警備活動に伴う被災都道府県警察の警察官出動延べ人員数(注2)(注3)	警察官の出動延べ人員(人)	28,940			67,819			24,507			40,029			25,421						
	件数(件)(注4)	地震	台風	計	地震	台風	計	地震	台風	計	地震	台風	計	地震	台風	計	地震	台風	計	
	人的被害	死者(人)	0	47	47	58	12	70	0	9	9	50	28	78	0	15	15			
		行方不明者(人)	0	4	4	5	1	6	0	0	0	0	3	3	0	0	0			
		負傷者(人)	63	315	378	168	335	503	21	341	362	2,837	184	3,021	5	348	353			
出動延べ人員(人)(注5)	615	16,346	16,961	6,911	11,555	18,466	98	20,500	20,598	25,390	7,974	33,364	354	9,885	10,239					
※ 地震の欄の数値には、地震によって発生した津波に係る数値も含む。																				
② 警察災害派遣隊として被災都道府県警察に派遣された警察官出動延べ人員	項目	出動事案										出動延べ人員(人)								
	25年度	7月26日からの大雨(7月)等										207								
	26年度	広島土砂災害(8月)										7,667								
		御嶽山噴火(9月)										1,128								
		長野北部地震(11月)										226								
	27年度	27年9月関東・東北豪雨(9月)										2,997								
	28年度	平成28年熊本地震(4月)										27,936								
		台風10号(8月、9月)										1,217								
鳥取県中部地方を震源とする地震(10月)										226										
29年度	平成29年7月九州北部豪雨(7月)										3,110									
	平成30年2月4日からの大雪(2月)										40									
警察災害派遣隊の事案ごとの出動延べ人員は災害への的確な対処に向けた取組の推進状況を測る参考指標となる。																				

注2 台風、大雨、強風、高潮、地震及び津波による被害発生に伴い災害警備活動に従事した都道府県警察の警察官(現場臨場したものに限り)の延べ数
 注3 年をまたぐ出動については、災害が発生した年に人員を計上
 注4 件数は、警察庁において警備連絡室以上の警備本部等を設置した数
 注5 「災害警備活動に伴う警察官の出動延べ人員」の注釈を参照

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		30年度 概算要求額	関連する 業績指標	達成手段の概要等	30年度行政事業レビュー	
	28年度	29年度				事業番号	事業名
(1) 災害警備活動	-			②・参①・参②	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、関係都道府県警察は所要の体制を確立して、被害の最小化に向けた災害警備活動を推進する。	45 46	衛星回線契約役務 焦点
(2) 災害対策用資機材の整備				②・参①・参②	災害発生時に対処に当たる広域緊急援助隊等の装備資機材等の充実により、災害の発生に際し被害の最小化に向けた災害警備活動を推進する。	46	焦点
(3) 災害への対処に係る関係機関との合同訓練				①	全国の都道府県警察における各種実戦的訓練の実施により、災害対処能力を充実強化し、災害への的確な対処に向けた取組を推進する。	45 46 51	衛星回線契約役務 焦点 災害警備訓練施設の整備
(4) 関係機関との情報交換等の連携				①	災害発生時の対処等について、関係機関との情報交換を行うなど、緊密な連携を図ることで、災害への的確な対処に向けた取組を推進する。	46	焦点
基本目標に関する予算額等	基本目標に関する予算額等は、28年度執行額12,888,935千円(124,164,629千円)、29年度当初予算額13,046,088千円(119,706,518千円)、30年度当初予算額13,955,620千円(112,965,414千円)である(警備警察費及び皇宮警察本部(うち護衛・警備に必要な経費)、〈〉内は複数の政策にわたる経費)。						
業績目標に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	○ 第193回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(29年1月) 四 安全・安心の国創り ○ 「防災基本計画」(29年4月中央防災会議決定) 我が国の国土は、地震、津波、暴風、竜巻、豪雨、地滑り、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、火山噴火、豪雪など極めて多様な自然災害が発生しやすい自然条件下に位置する。また、社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、海上災害、航空災害、鉄道災害、道路災害、原子力災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災など大規模な事故による被害(事故災害)についても防災対策の一層の充実強化が求められている。						

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

基本目標5 業績目標3

(警察庁29-16)

基本目標	国の公安の維持		政策所管課	外事課・国際テロリズム対策課				政策評価実施予定時期	31年7月頃			
業績目標	対日有害活動、国際テロ等の未然防止及びこれら事案への的確な対処		政策体系上の位置付け	国の公安の維持								
業績目標の説明	謀報事案、拉致容疑事案、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出事案、国際テロ等に係る国内外の情報収集・分析機能を強化することにより、対日有害活動、国際テロ等の未然防止を図るとともに、これら事案に的確に対処する。											
業績指標	達成目標	年ごとの実績値・施策の推進状況(実績)										目標設定の考え方及び根拠
		基準年	達成年	項目	25年	26年	27年	28年	29年	25~29年(平均)	30年	
① 国内外の関係機関との情報交換等の連携状況(事例)	国内外の機関との情報交換をはじめとした関係機関との連携を強化する。	/	30年	—							関係機関との連携強化の推進状況は、謀報・国際テロ等の未然防止に向けた取組及びこれら事案への的確な対処の推進状況を測る一つの指標となるため。	
② 北朝鮮による拉致容疑事案、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出事案等対日有害活動に係る事案への取組状況(事例)	北朝鮮による拉致容疑事案、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出事案等対日有害活動に対する取組を推進する。	/	30年	—							北朝鮮による拉致容疑事案、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出事案等の対日有害活動に係る事案への取組状況は、これら事案に対する的確な対処の推進状況を測る一つの指標となるため。	
参考指標			年度ごとの実績値							参考指標の考え方		
			項目	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	25~29年度(平均)	30年度		
① 国内における国際テロの発生件数			国際テロの発生件数(件)	0	0	0	0	0	0	0	国内における国際テロの発生件数は、国際テロの未然防止に向けた取組の推進状況を測る参考指標となる。	
② 海外における国際テロの発生状況(事例)			—							海外における国際テロの発生状況は、国際テロ等の未然防止に向けた取組をめぐる社会情勢を把握する際の参考指標となる。		
達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額)		30年度業績要求額	関連する関連指標	達成手段の概要等	30年度行政事業レギュラー						
	28年度	29年度				事業番号	事業名					
(1) 官邸、関係機関等との連携	—		—	①・②・参①・参②	内閣情報会議、合同情報会議等において、官邸、内閣官房等に対し政府の意思決定に資する情報の提供を行うことにより、関係機関との連携を強化し、国際テロの未然防止、北朝鮮による拉致容疑事案や大量破壊兵器関連物資等の不正輸出事案等対日有害活動に対する取組の推進を図る。	46	焦点	情報収集・分析機能の強化等				
(2) 外国治安情報機関等との情報交換	—		—	①・②・参①・参②	外事情報部長による外国治安情報機関等とのハイレベルかつ緊密な情報交換等に加え、実務担当者による情報交換等を実施することにより、関係機関との連携を強化し、国際テロの未然防止、北朝鮮による拉致容疑事案や大量破壊兵器関連物資等の不正輸出事案等対日有害活動に対する取組の推進を図る。	46	焦点	情報収集・分析機能の強化等				
(3) 情報収集・分析機能の強化	—		—	①・②・参①・参②	外事課及び国際テロリズム対策課において、対日有害活動や国際テロ等に関する情報の収集・分析体制の強化を図ることにより、国際テロの未然防止、北朝鮮による拉致容疑事案や大量破壊兵器関連物資等の不正輸出事案等対日有害活動に対する取組の推進を図る。	46	焦点	情報収集・分析機能の強化等				
基本目標に係る予算額等	基本目標に係る予算額等は、28年度執行額12,888,935千円(124,164,629千円)、29年度当初予算額13,046,088千円(119,706,518千円)、30年度当初予算額13,955,620千円(112,965,414千円)である(警備警察費及び皇宮警察本部(うち護衛・警備に必要な経費)、< >内は複数の政策にわたる経費)。											
業績目標に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○ 「「世界一安全な日本」創造戦略」(25年12月10日閣議決定) Ⅲ 戦略の内容 2 G8サミット、オリンピック等を見据えたテロ対策・カウンターインテリジェンス等											
	○ 「パリにおける連続テロ事案等を受けたテロ対策の強化・加速化等について」(27年12月4日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定) Ⅰ 各種テロ対策の強化・加速化 1 情報収集・分析等の強化 6 テロ対策協力のための国際協力の推進											
	○ 「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会を見据えたテロ対策推進要綱」(29年12月11日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定) 1 情報収集・集約・分析等の強化 2 水際対策の強化 7 テロ対策のための国際協力の推進											

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

基本目標6 業績目標1

基本目標	犯罪被害者等の支援の充実			政策所管課	給与厚生課				政策評価実施予定時期	31年7月頃		
業績目標	犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実			政策体系上の位置付け	犯罪被害者等の支援の充実							
業績目標の説明	犯罪被害者等は、犯罪による直接的な被害に加えて、経済的損害、精神的苦痛等の様々な被害を被っており、多様な場面において支援を必要としていることから、犯罪被害者等に対する経済的・精神的支援等の総合的な支援を充実させる。											
業績指標	達成目標	基準年	達成年	年度ごとの実績値・施策の推進状況(実績)								目標設定の考え方及び根拠
				項目	25年度	26年度	27年度	23~27年度(平均)	28年度	29年度	30年度	
① 犯罪被害給付制度の運用状況(平均裁定期間)	平均裁定期間について、第2次犯罪被害者等基本計画期間(23~27年度)中の平均値を下回る。	23~27年度	30年度	平均裁定期間(月)(注1)	6.8	6.9	7.0	6.8	6.7	6.4	6.4	犯罪被害給付制度の運用状況は、総合的な犯罪被害者支援の推進状況を測る一つの指標となるため。(第3次犯罪被害者等基本計画)
注1 各年度中に裁定がなされた事件の申請から裁定までの期間の平均												
② 犯罪被害者等の利用するカウンセリング等心理療法の費用負担軽減状況(カウンセリング費用の公費負担制度の予算措置を講じた都道府県数)	第3次犯罪被害者等基本計画の実施期間(28~32年度)中に全国展開を図る。	目標値	達成年	項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	32年度	犯罪被害者等の利用するカウンセリング等心理療法の費用負担軽減状況は、総合的な被害者支援の推進状況を測る一つの指標となるため。(第3次犯罪被害者等基本計画)
		33県(注2)	32年度	カウンセリング費用の公費負担制度の予算措置を講じた都道府県数(都道府県)(注3)	13	36	45					
注2 全都道府県数から第3次犯罪被害者等基本計画開始時(平成28年4月1日現在)においてカウンセリング費用の公費負担制度を運用している都道府県数を引いた値を、各年度毎に均等配分した場合の30年度の目標値												
注3 各年度内の数は翌年度4月1日時点で予算措置を講じた都道府県数												
参考指標	年度ごとの実績値								参考指標の考え方			
	項目	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	25~29年度(平均)	30年度				
① 犯罪被害給付制度の運用状況(申請に係る被害者数、支給被害者数、不支給被害者数、裁定金額)	申請	被害者(人)	558	531	452	460	390	478	総合的な被害者支援の推進状況を測る際の参考指標となる。			
		申請件数(件)	645	623	552	536	454	495				
	裁定	支給被害者(人)	516	503	422	390	353	437				
		裁定件数(件)	597	591	523	470	414	442				
		不支給被害者(人)	55	56	33	50	44	48				
		裁定件数(件)	65	64	36	54	47	51				
		合計(人)	571	559	455	440	397	484				
		裁定件数(件)	662	655	559	524	461	493				
裁定金額(百万円)	1,233	1,243	991	882	1,001	1,070						

	項目	25年	26年	27年	28年	29年	25～29年 (平均)	30年	参考指標の考え方	
		② 犯罪被害者に対する公費負担制度の運用状況	司法解剖後の遺体修復・遺体搬送件数(件)	7,798	7,668	6,570	6,378	6,101		6,903
	診断書料、初診料、検案書料の支給件数(件)(注4)	6,451	6,702	6,192	6,290	6,095	6,346			
	性犯罪被害に係る診断書料、検査費用の支給件数(緊急避妊費用、人工中絶費用を含む)(件)	4,445	4,236	3,718	3,538	3,474	3,882			
	項目	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	25～29年度 (平均)	30年度	参考指標の考え方	
		③ 犯罪被害者等に対するカウンセリング体制の整備状況(警察における臨床心理士資格を有する被害相談専門要員の配置数及びその他の被害相談専門要員の配置数)(注5)	警察における臨床心理士資格を有する被害相談専門要員(人)	70	80	82	90	85		81
	その他の被害相談専門要員(人)	49	55	52	54	50	52			
	項目	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	25～29年度 (平均)	30年度	参考指標の考え方	
		④ 犯罪被害者等に対するカウンセリングの実施件数	警察部内カウンセラーによるカウンセリング実施件数(件)	5,002	4,423	3,901	4,083	3,878		4,257
	部外カウンセラーによるカウンセリング実施件数(件)	353	639	406	492	535	485			
	関係機関・団体等との連携状況 (民間被害者支援団体における相談受件数、直接支援件数及び警察からの情報提供件数) <td>民間被害者支援団体における相談受件数(件)</td> <td>24,177</td> <td>25,445</td> <td>29,282</td> <td>29,374</td> <td>33,116</td> <td>28,279</td> <td></td> <td rowspan="3">総合的な被害者支援の推進状況を測る際の参考指標となる。</td>	民間被害者支援団体における相談受件数(件)	24,177	25,445	29,282	29,374	33,116	28,279		総合的な被害者支援の推進状況を測る際の参考指標となる。
		民間被害者支援団体における直接支援件数(件)	8,150	8,546	6,875	7,656	7,969	7,839		
		警察からの情報提供件数(件)	899	833	1,084	1,203	1,204	1,045		
	⑥ 刑法犯(過失犯(注6)を除く。)による死者及び重傷者(注7)の数	死者(人)	521	570	502	471	460	505		業績目標をめぐる社会情勢を的確に把握・分析する際の参考指標となる。
		重傷者(人)	2,745	2,718	2,521	2,570	2,387	2,588		
		合計(人)	3,266	3,288	3,023	3,041	2,847	3,093		
	⑦ 交通事故による死者及び重傷者(注7)の数	死者(人)	4,341	4,111	4,077	3,846	3,666	4,008		業績目標をめぐる社会情勢を的確に把握・分析する際の参考指標となる。
		重傷者(人)	44,280	41,166	38,621	36,904	34,935	39,181		
注4 診断書料及び初診料については、性犯罪被害に係るものを除く件数 注5 各年度内の数は翌年度4月1日時点の配置数 注6 過失犯とは、過失致死傷、業務上過失致死傷及び失火をいう。 注7 重傷者とは、全治1か月以上の傷害を負った者をいう。 ※ ⑥及び⑦(交通事故による死者を除く)について、平成29年度は暫定値である。										

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額) 28年度、29年度	30年度 概算要求額	関連する 業績指標	達成手段の概要等	30年度行政事業レビュー	
					事業番号	事業名
(1) 警察庁犯罪被害者支援基本計画の推進(28年度)	—	—	①・②・参 ①・参②・参 ③・参④・参 ⑤	「警察庁犯罪被害者支援基本計画」に基づく各種支援施策を推進する。	55 56 57	犯罪被害者支援経費 犯罪被害給付金 国外犯罪被害弔慰金等
(2) 被害者支援活動等に対する適切な評価の実施			①・②・参 ②・参④	犯罪被害者支援に携わる警察職員の士気の高揚を図るため、真に国民のニーズを踏まえた犯罪被害者支援活動及び効果的な施策に対して、表彰を実施する。		
(3) 研修(被害者支援専科及び被害者カウンセリング技術(初級)専科)の実施			①・②・参 ②・参④	警察大学校等において、被害者支援専科、被害者カウンセリング技術(初級)専科といった犯罪被害者支援に関する各種研修を実施する。		
(4) 広報の推進			①・②・参 ②・参④	11月を広報実施月に設定して、犯罪被害者支援活動の周知と参加の促進及び犯罪被害給付制度の周知徹底について、重点的に広報を実施するとともに、年間を通じて、関係機関・団体と連携を図る。	55	犯罪被害者支援経費
(5) 全国犯罪被害者支援フォーラム等を通じた民間被害者支援団体との連携の推進(8年度)			参⑤	民間被害者支援団体等と「全国犯罪被害者支援フォーラム2018」を共催するなど、引き続き民間被害者団体との連携を図る。	55	犯罪被害者支援経費
(6) 被害を受けた少年に対する支援の推進(被害少年に対する継続的な支援の推進等)			②・参④・参 ⑤	少年サポートセンター等において、関係機関・団体と協力し、カウンセリングの実施や少年の家庭環境をはじめとする周囲の環境の調整を行うなど、精神面・環境面での継続的な支援を行う。		
基本目標に関する予算額等	基本目標に関する予算額等は、28年度執行額902,725千円(124,164,629千円)、29年度当初予算額1,203,457千円(119,706,518千円)、30年度当初予算額1,291,320千円(112,965,414千円)である(犯罪被害給付費、〈〉内は複数の政策にわたる経費)。					
業績目標に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「「世界一安全な日本」創造戦略」(25年12月10日閣議決定) <ul style="list-style-type: none"> Ⅲ 戦略の内容 5 活力ある社会を支える安全・安心の確保 (6) 犯罪被害者等の保護 ○ 「第3次犯罪被害者等基本計画」(28年4月1日閣議決定) <ul style="list-style-type: none"> Ⅴ 重点課題に係る具体的施策 第1 損害回復・経済的支援等への取組 第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組 第3 刑事手続への関与拡充への取組 第4 支援等のための体制整備への取組 第5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組 ○ 「経済財政運営と改革の基本方針2018」(30年6月15日閣議決定) <ul style="list-style-type: none"> 第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組 7. 安全で安心な暮らしの実現 <ul style="list-style-type: none"> (4) 暮らしの安全・安心 <ul style="list-style-type: none"> ① 治安・司法 					

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

基本目標7 業績目標1

(警察庁29-10)

基本目標	安心できるIT社会の実現			政策所管課	総務課、情報技術犯罪対策課、警備企画課、情報技術解析課			政策評価実施予定時期	平成31年7月頃				
業績目標	サイバーセキュリティの確保とサイバー犯罪・サイバー攻撃の抑止			政策体系上の位置付け	安心できるIT社会の実現								
業績目標の説明	ITが国民生活や社会経済活動に多大な影響を与える存在となっていることを踏まえ、サイバー空間をめぐる脅威に対処するとともに、サイバー犯罪の取締り、サイバー攻撃対策等を総合的に進めることにより、安心できるIT社会を実現する。												
業績指標	達成目標		年(年度)ごとの実績値・施策の推進状況(実績)										目標設定の考え方及び根拠
	基準年	達成年	項目	25年	26年	27年	28年	29年	25~29年(平均)	30年			
① サイバー犯罪対策に係る取組状況(事例)	サイバー犯罪の積極的かつ的確な検挙、各種被害防止対策の実施等により、サイバー犯罪対策を推進する。		30年度								-	サイバー犯罪の検挙、各種施策等の推進状況は、サイバー犯罪の抑止の度合いを測る一つの指標となるため。	
② サイバー攻撃対策に係る取組状況(事例)	関係機関との連携、共同対処訓練等を通じたサイバー攻撃の標的となるおそれのある国内の事業者等のセキュリティレベルの向上の促進等により、サイバー攻撃対策を推進する。		30年度								-	関係機関との連携、共同対処訓練等を通じたサイバー攻撃の標的となるおそれのある国内の事業者のセキュリティレベルの向上の促進状況は、サイバー攻撃による被害の未然防止・拡大防止等の度合いを測る一つの指標となるため。	
参考指標			年ごとの実績値										参考指標の考え方
			項目	25年	26年	27年	28年	29年	25~29年(平均)	30年			
① サイバー犯罪(注1)の検挙件数			合計(件)	8,113	7,905	8,096	8,324	9,014	8,290				
			不正アクセス行為の禁止等に関する法律違反	980	364	373	502	648	573				
			コンピュータ・電磁的記録対象犯罪及び不正指令電磁的記録に関する罪	478	192	240	374	355	328				
			ネットワーク利用犯罪	6,655	7,349	7,483	7,448	8,011	7,389				
② サイバー犯罪等に関する相談受理件数			合計(件)	84,863	118,100	128,097	131,518	130,011	118,518				
			詐欺・悪質商法	36,237	58,340	67,026	67,480	67,268	59,270				
			迷惑メール	10,682	14,185	16,634	14,583	11,511	13,519				
			名誉毀損・誹謗中傷	9,425	9,757	10,398	11,136	11,749	10,493				
			インターネット・オークション	5,950	6,545	6,274	5,440	5,771	5,996				
			不正アクセス・ウイルス	6,220	9,550	7,089	9,530	11,936	8,865				
			違法情報・有害情報	3,132	5,080	4,854	6,913	4,024	4,801				
その他	13,217	14,643	15,822	16,436	17,752	15,574							

③ インターネットバンキングに係る不正送金事犯の発生件数及び被害額	発生件数(件)	1,315	1,876	1,495	1,291	425	1,280		インターネットバンキングに係る不正送金事犯の発生件数及び被害額は、サイバー犯罪の抑止の度合いを測る一つの指標となる。
	被害額(万円)	140,600	291,000	307,300	168,700	108,100	203,140		
④ インターネット・ホットラインセンターが受理した違法情報件数	違法情報(件) (注2)	30,371	35,013	72,073	33,284	27,016	39,551		インターネット・ホットラインセンターが受理した違法情報の件数は、インターネット上における違法情報の流通に対する抑止の度合いを測る一つの指標となる。
⑤ 標的型メール攻撃の把握件数(注3)	標的型メール攻撃の把握件数(件)	492	1,723	3,828	4,046	6,027	3,223		「サイバーインテリジェンス情報共有ネットワーク」を通じて警察が把握した標的型メール攻撃の件数は、サイバー攻撃をめぐる情勢を把握する際の一つの指標となる。
⑥ サイバーテロ(注4)の発生件数	発生件数(件)	0	0	0	0	0	0		サイバーテロの発生件数は、IT社会におけるサイバーセキュリティの確保の度合いを測る一つの指標となる。

注1 高度情報通信ネットワークを利用した犯罪やコンピュータ又は電磁的記録を対象とした犯罪等の情報技術を利用した犯罪

注2 児童ポルノ画像、わいせつ画像、覚醒剤等規制薬物の広告に関する情報等、インターネット上に掲載すること自体が違法となる情報

注3 警察と情報窃取の標的となるおそれのある事業者等との間でサイバー攻撃に関する情報共有を行う枠組みである「サイバーインテリジェンス情報共有ネットワークの連携事業者等(30年1月現在、7,737の事業者等)から報告を受けた件数

注4 重要インフラの基幹システムに対する電子的攻撃又は重要インフラの基幹システムにおける重大な障害で電子的攻撃による可能性が高いもの

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		30年度 概算要求額	関連する 業績指標	達成手段の概要等	30年度行政事業レビュー	
	28年度	29年度				事業番号	事業名
(1) 全国協働捜査方式の推進、捜査官の育成、各種資機材の整備等によるサイバー犯罪対策の体制の強化(13年度)				①・参① 参③	効率的な捜査活動を推進するための全国協働捜査方式を推進するとともに、サイバー犯罪対策に従事する警察職員に対し、サイバー犯罪に関する専門知識を習得させるための研修を実施するほか、サイバー犯罪捜査や解析のために必要な資機材を整備するなどして、適正なサイバー犯罪捜査を推進するとともに、サイバー犯罪の抑止を図る。	58 61	サイバー空間における脅威への対処に係る人材育成 サイバー犯罪取締りの推進
(2) 警察職員への研修等によるサイバー攻撃対策のための体制の強化(13年度)				②・参⑥	サイバー攻撃対策に従事する警察職員に対し、サイバー攻撃手法等に関する研修及び民間委託による訓練等を実施するほか、サイバー攻撃対策用資機材を整備するなどし、サイバー攻撃の発生及び被害の拡大の防止を図る。	58 63 64	サイバー空間における脅威への対処に係る人材育成 サイバー攻撃対策の推進 大規模産業型制御システム模擬装置整備
(3) 予防・捜査等の推進に必要なインターネット観測の推進(25年度)				②・参⑥	リアルタイム検知ネットワークシステムを運用しサイバー攻撃の予兆・実態把握を行い、サイバーテロの発生及び被害の拡大の防止を図る。		
(4) 情勢に対応した訓練環境の充実(25年度)				①・②・参 ①・参⑥	各種サイバー犯罪事案やサイバー攻撃事案を疑似的に体験できる訓練環境を充実させるとともに、全国警察のサイバー犯罪対策やサイバー攻撃対策を担当する職員等に対して実践的な訓練を実施するなどし、サイバー犯罪の抑止並びにサイバーテロの発生及び被害の拡大の防止を図る。	58	サイバー空間における脅威への対処に係る人材育成
(5) 各種講演やセミナーによる研修及びウェブサイト等を活用した情報発信を通じた情報セキュリティ対策に関する広報啓発(14年度)				①・参① 参③	警察やプロバイダ連絡協議会等が主催する研修会、学校等における講演会、情報通信技術関連イベント等における講演やセミナーを実施するほか、警察庁ウェブサイトのサイバー犯罪対策のサイトや警察庁ウェブサイト「@police」、情報セキュリティ対策DVD等を活用して、情報セキュリティに関する広報啓発を行い、積極的な通報を喚起するなどし、サイバー犯罪の抑止を図る。	60	アクセス制御機能に関する技術の研究開発の状況等に関する調査及び広報啓発等
(6) サイバーテロ対策協議会、共同対処訓練等の実施による重要インフラ事業者等との連携(19年度)				②・参⑥	事業者等への個別訪問、サイバーテロ対策協議会等を通じた情報セキュリティに関する情報提供、事案発生を想定した共同対処訓練、意見交換等により、サイバー攻撃の標的となるおそれのある国内の事業者等との連携強化並びにサイバーテロの発生及び被害の拡大の防止を図る。		
(7) 情報窃取の標的となるおそれのある事業者等との連携(24年度)				②・参⑤	サイバー攻撃に関する情報を集約・分析し、その結果を事業者等と共有することで、サイバー攻撃の標的となるおそれのある国内の事業者等との連携強化並びにサイバーインテリジェンスの発生及び被害の拡大の防止を図る。		
(8) 国際捜査協力及び情報セキュリティに関する情報共有等によるサイバー犯罪取締り等のための国際連携の強化(15年度)				①・②・参 ①・参③ 参⑥	G7ローマリヨングループのハイテク犯罪サブグループ会合への出席、アジア大洋州地域サイバー犯罪捜査技術会議の開催、国際刑事警察機構(ICPO-Interpol)を通じたサイバー犯罪・サイバー攻撃事案に係る国際捜査共助の実施により、犯罪取締り等のための諸外国との国際連携を強化し、サイバー犯罪の抑止並びにサイバーテロの発生及び被害の拡大の防止を図る。		
(9) 先進的なサイバー犯罪に対応するための効果的な抑止・捜査手法の活用の推進(19年度)				参①・参 ③	一斉取締りの実施等効果的なサイバー犯罪の取締りを実施するほか、システムの運用により、各都道府県警察において個別に把握したサイバー犯罪に関する捜査情報等の共有を図るなど、合同・共同捜査を積極的に推進して効率的な捜査活動を行い、サイバー犯罪の抑止を図る。	61	サイバー犯罪取締りの推進
(10) 情報技術解析に係る関係機関との連携強化(20年度)				①・②・参 ①・参③ 参⑥	情報技術の解析に係る国内外の関係機関、民間有識者等との情報共有を行い、サイバー犯罪の抑止並びにサイバーテロの発生及び被害の拡大の防止を図る。		

(11) 産業界等との連携強化(13年度)	①・参①・参③	産業界等との各種会議の開催等により、サイバー犯罪情勢や対策の在り方等について検討や情報交換を行うとともに、日本サイバー犯罪対策センター(JC3)等と連携した民間の知見を活かした取組や、インターネットに係る最新の技術に関する情報を得るための民間企業との技術協力を推進するなどし、サイバー犯罪の抑止を図る。	60 61	アクセス制御機能に関する技術の研究開発の状況等に関する調査及び広報啓発等 サイバー犯罪取締りの推進
(12) インターネット・ホットライン業務(注5)の効果的運用(18年度)	参①・参④	警察庁が業務委託しているインターネット・ホットラインセンターにおいて、一般のインターネット利用者等から違法情報等に関する通報を受理し、サイト管理者等への削除依頼、警察への通報等を行うことにより、各都道府県警察において効率的かつ効果的な取締りを推進し、サイバー犯罪の抑止を図る。	59	インターネット・ホットライン業務等
(13) サイバー防犯ボランティアの育成・支援(24年度)	参①・参④	サイバー防犯ボランティアの育成・拡充を促進して、サイバー空間の規範意識の向上や安全・安心に対する国民の意識を醸成するほか、団体数の増加などで活動の活性化を図ることによって、サイバー犯罪の抑止を図る。	59	インターネット・ホットライン業務等
注5 一般のインターネット利用者等からインターネット上の違法情報(児童ポルノ画像、わいせつ画像、覚醒剤等規制薬物の広告に関する情報等、インターネット上に掲載すること自体が違法となる情報)等に係る通報を受け付け、警察に通報したり、サイト管理者等に削除依頼を実施する業務				
基本目標に関する予算額等	基本目標に関する予算額は、28年度執行額168,647千円(124,164,629千円)、29年度当初予算額178,798千円(119,706,518千円)、30年度当初予算額933,492千円(112,965,414千円)である(情報技術犯罪対策費、〈〉内は複数の政策にわたる経費)。			
業績目標に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○ 「「世界一安全な日本」創造戦略」(25年12月10日閣議決定) Ⅲ 戦略の内容 1 世界最高水準の安全なサイバー空間の構築			
	○ 「サイバーセキュリティ戦略」(27年9月4日閣議決定) 5.2 国民が安全で安心して暮らせる社会の実現 5.3 国際社会の平和・安定及び我が国の安全保障			
	○ 「未来投資戦略2018」(30年6月15日閣議決定) 第2 具体的施策 Ⅱ 経済構造革新への基盤づくり [1] データ駆動型社会の共有インフラの整備 1. 基盤システム・技術への投資促進 (3) 新たに講ずべき具体的施策 ii) サイバーセキュリティの確保			